

參議院文教科學委員會會議錄第十三號

(一五)

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に中島啓雄君を指名いたしました。

○委員長(狩野安君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案外六案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官兼行政改革推進本部事務局審議官原雅彦君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取ることに御異議ございませんか。

○委員長(狩野安君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(狩野安君) 学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案、日本国教育基本法案、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案、以上七案を一括して議題といたします。

まず、学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。伊吹文部科学大臣。

○国務大臣(伊吹文明君) ただいま委員長より御示唆のございました七法案のうち、政府提案をいたしております三法案について、逐次その内容を

御説明申し上げます。

まず、このたび政府から提出いたしました学校教育法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昨年、約六十年ぶりに教育基本法が改正され、新しい時代に求められる教育理念が法律上明確になりました。

近年の教育を取り巻く様々な問題を解決し、内閣の最重要課題である教育の再生を実現するため、改正教育基本法の理念の下、学校における教育の目標を見直すとともに、組織運営体制及び指導体制の充実を図る必要があります。

この法律案は、このような観点から、義務教育の目標を新たに定め、各学校種の目的等を見直すとともに、学校に置くことができる職として新たに副校長等を設ける等により、学校教育の充実を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、改正教育基本法において明確にされた教育理念を踏まえ、義務教育の目標を定め、各学校種の目的等に係る規定を見直すとともに、学校教育法に規定する学校種の順序について、教育を受ける者の発達段階等を踏まえ、幼稚園から規定することとします。

第一に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、合議制の教育委員会が自ら管理執行し、教育長に委任することができない事項を明確化するとともに、教育委員会の事務の管理執行状況の点検、評価の制度化を図るなど、教育委員会の責任体制を明確化するものであります。

第一に、合議制の教育委員会が自ら管理執行し、教育長に委任することができない事項を明確化するとともに、教育委員会の事務の管理執行状況の点検、評価の制度化を図るなど、教育委員会の責任体制を明確化するものであります。

第一に、市町村は教育委員会の共同設置等に努めることとするとともに、市町村教育委員会は事務局に指導主事を置くよう努めることとするなど、教育委員会の体制の充実を図るものであります。

第一に、市町村は教育委員会の共同設置等に努めることとするとともに、市町村教育委員会は事務局に指導主事を置くよう努めることとするなど、教育委員会の体制の充実を図るものであります。

第一に、市町村は教育委員会の共同設置等に努めることとするとともに、市町村教育委員会は事務局に指導主事を置くよう努めることとするなど、教育委員会の体制の充実を図るものであります。

第一に、市町村は教育委員会の共同設置等に努めることとするとともに、市町村教育委員会は事務局に指導主事を置くよう努めることとするなど、教育委員会の体制の充実を図るものであります。

第一に、市町村は教育委員会の共同設置等に努めることとするとともに、市町村教育委員会は事務局に指導主事を置くよう努めることとするなど、教育委員会の体制の充実を図るものであります。

第一に、市町村は教育委員会の共同設置等に努めることとするとともに、市町村教育委員会は事務局に指導主事を置くよう努めることとするなど、教育委員会の体制の充実を図るものであります。

第一に、市町村は教育委員会の共同設置等に努めることとするとともに、市町村教育委員会は事務局に指導主事を置くよう努めることとするなど、教育委員会の体制の充実を図るものであります。

第一に、市町村は教育委員会の共同設置等に努めることとするとともに、市町村教育委員会は事務局に指導主事を置くよう努めることとするなど、教育委員会の体制の充実を図るものであります。

第一に、市町村は教育委員会の共同設置等に努めることとするとともに、市町村教育委員会は事務局に指導主事を置くよう努めることとするなど、教育委員会の体制の充実を図るものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国民から信頼される教育行政を実現するためには、教育基本法の改正を踏まえ、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会がより高い使命感を持つて責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、教育に国が責任を負える体制を構築していく必要があります。

この法律案は、このような観点から、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育行政における地方分権の推進と国の責任の果たし方等について所要の措置を講ずるものであります。

この法律案は、この法律案の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

体を保護する必要が生じ、他の措置によつてはそのまま正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は教育委員会に対し是正、改善の指示ができることがあります。

第五に、都道府県知事は、私立学校に関する専門的事項について助言、援助を求めることができることとし、私立学校に関する教育行政の充実を図るものであります。

第五に、都道府県知事は、私立学校に関する専門的事項について助言、援助を求めるときには、都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項についての信頼性を高め、全国的な教育水準の向上を図ることが重要であります。



出するものであります。

以下、主な内容について御説明申し上げます。

第一に、学校教育の環境の整備は、子供たちの発達段階等の状況に応じた適切かつ最善な環境で学校教育を受けることができるよう、多様な教育機会の提供、きめ細かな教育指導の充実、安全、快適な学校教育のための諸条件の整備、心身の健康、職業選択等に関する相談体制の充実等を目指して行うことを中心方針としております。

第二に、国は、この基本方針に基づき、学校教育の環境整備に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有することとしております。

第三に、地方公共団体は、この基本方針に基づき、学校教育の環境整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定、実施する責務を有することとしております。

第四に、教職員の数、教員の有する免許状の種類ごとの比率その他教職員の配置、学級編制、学校の施設設備など学校教育の環境の整備に係る重要な項目についての目標水準、その達成の目標年次等に関し、日本国教育基本法案第十九条の教育の振興に関する計画の一部として、政府は整備指針を、地方公共団体は整備計画を、それぞれ策定することといたしております。

第五に、国及び地方公共団体は、日本国教育基本法案第十九条に規定する教育予算の確保、充実の目標を踏まえ、整備指針、整備計画を達成するため、必要な財政上の措置等を講ずることといたしております。

第六に、行政改革推進法の国立大学法人等の入件費の総額削減を定めた規定、公立学校教職員の削減を定めた規定及び人材確保法の廃止を含めた見直し等を定めた規定を削除することといたしております。

以上が四法律案の提案の趣旨及び内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛同くだ

さいますようお願い申し上げます。

○委員長(狩野安君) 以上で七案の趣旨説明の聽取は終わりました。

速記を止めください。

〔速記中止〕

○中曾根弘文君 質問のトップバッターを務めさせていただきます自由民主党の中曾根弘文でござ

ります。

○中曾根弘文君 質問のトップバッターを務めさせていただきます自由民主党の中曾根弘文でござ

展に大きく貢献したと、そういうふうに思つております。

しかししながら、この間社会は大きく変化をいたしまして、国民の価値観や道徳心が低下をした、特に青少年の規範意識や道徳心が低下をした、あるいはじめとかそれによる自殺も多発をしている、そしてまた凶悪犯罪も続出している、あるいは学習意欲が低下をしているとか、教育も危機的状況と言わられるまでになつてしましました。

このような状況の中で、富國有徳を訴えて教育改革に大変な熱意を傾けられました小渕総理の主導で教育改革国民会議が平成十二年の三月に設置されました。私も、文部大臣やまた教育問題担当の内閣総理大臣補佐官としてこの審議に加わり、またその後、自民党的教育基本法検討特命委員会の委員長代理やまた与党の教育基本法改正に関する協議会の委員も務めまして、約七年間、新しい教育基本法の制定に力を注いでまいりました。

一方、この豊かになる中におきまして、日本においては言わば価値の基準を損得に置く嫌いがあります。

おいたのではない、そういう反省もあるわけであります。損得を超える価値、例えば家族のきくなつてまいりましたけれども、教育は多くの課題を抱えておりますし、国民の皆さんの関心も非常に高い。そして、この国の将来を左右すると言つても過言ではない大変重要な課題であります。

ので、この参議院におきましてはしっかりとした充実した審議を行わなくてはならないと思つております。どうぞよろしくお願いいたします。

お、私、質問時間三十分ということでありますので、御答弁の方も簡略にしていただければと思います。

安倍内閣が昨年の九月に発足以来、近隣諸国との関係を急速に改善をいたしまして、また防衛庁の省への移行とか教育基本法の改正とか、あるいは国民投票法の成立など公約を着実に実行いたしました。御答弁の方も簡略にしていただければと思います。

そこで、この教育改革関連三法案の具体的な質問に入ります前に、教育全体のこととします総理にお伺いをしたいと思います。

改訂されたこの教育基本法には、教育の目的として、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と書かれております。

やはり損得を超える価値、道徳あるいは公共の精神もそうなんだろうと、このように思うわけでございますが、そういう中から規範意識も生まれていくわけであります。我々はこうした価値をしっかりと子供たちに身に付けてもらえるようそこまでございます。

そこで、この教育改革関連三法案の具体的な質問に入ります前に、教育全体のこととします総理にお伺いをしたいと思います。

改訂されたこの教育基本法には、教育の目的として、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と書かれております。

まず、根本的なこととありますけれども、総理はこの国の教育のあるべき姿はどのようなものであるとお考えなのか、また、どのような日本人をつくつていこうと考えておられるのかについて伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この戦後の六十年間、子供たちをめぐる、また子供たちの周りの環境、大きく変化をしてきたと、このように思うわ

けでございます。

旧教育基本法におきましては、教育の機会均等という目的を果たす上において大きな役割を担つていた、そしてその役割の中において機会均等と

いう目的を私たちは果たすことができた、そして、その上に立つて我々は今日の豊かな日本をつくり上げることができたのではないか、このよう

にも思うわけであります。

一方、この豊かになる中におきまして、日本においては言わば価値の基準を損得に置く嫌いがあつたのではないか、そういう反省もあるわけであります。損得を超える価値、例えば家族のきずなであるとか家族の価値、あるいはまた、地域や国に対する愛情、愛着といつたものを私はおろそかにしてきた、ないがしろにしてきた嫌いもありますが、そのではないだろうか、このように思うわけでございます。

一方、この豊かになる中におきまして、日本においては言わば価値の基準を損得に置く嫌いがあつたのではないか、そういう反省もあるわけであります。損得を超える価値、例えば家族のきずなであるとか家族の価値、あるいはまた、地域や国に対する愛情、愛着といつたものを私はおろそかにしてきた、ないがしろにしてきた嫌いもありますが、そのではないだろうか、このように思うわけでございます。

やはり損得を超える価値、道徳あるいは公共の精神もそうなんだろうと、このように思うわけでございますが、そういう中から規範意識も生まれていくわけであります。我々はこうした価値をしっかりと子供たちに身に付けてもらえるようそこまでございます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど委員がお話をしなられましたように、歴代の内閣は教育改革に取り組んでまいりました。特に、平成十二年に小渕、森内閣におきまして教育改革国民会議を設置をいたしました。委員は、当初は大臣として、そして後半は総理補佐官として責任を持ってこの教育改革に当たられたというふうに承知をいたしております。そして、同年の十二月には教育基本法の改正を始めとする報告をいただいたわけでありまして、そして各般の教育改革に全力を挙げてその後も取り組んでまいりました。昨年末には教育改革国民会議で提言をされていました教育基本法の改正を六十年ぶりに行つたところでございます。

そして、今回の教育三法案は、この教育基本法の改正を踏まえまして、またこれまでの中教審等

での議論、また再生会議における、教育再生会議における議論を踏まえまして、特に緊急を要するとされる学校教育や地方教育行政の制度改正を行おうとするものでございます。

さらには、さらには、今後は教育再生会議の議論を深めながら、改正教育基本法を踏まえまして、必要となるその他の法律の改正や教育振興基

本計画の策定、教育予算の充実等大きな枠組みの中で改革を進めていきたいと、このように考えております。

○中曾根弘文君 次に、教員の資質について伺い

たいと思いますけれども、学校教育の中で重要なのは、言うまでもなく教員であり、教員の資質であると思います。

今回の改正案の中にあります教員免許の更新制

の導入は、教育改革国民会議でも議論されたものであります。七年前たつて日の目を見るに

りましたけれども、私は、単に教員の指導力や教科関係の能力審査、これを行うということだけで

はなくして教員が最新の知識とかまた教育理論などを学んでレベルアップを図ると同時に、責任感

や使命感のある、そしてより信頼される教員となるための重要な機会として、教員からも講習を受け

しになられましたように、歴代の内閣は教育改革に取り組んでまいりました。特に、平成十二年に小渕、森内閣におきまして教育改革国民会議を設置をいたしました。委員は、当初は大臣として、そして後半は総理補佐官として責任を持ってこの教育改革に当たられたというふうに承知をいたしております。

そして、同年の十二月には教育

基本法の

改正を

踏まえ

まし

て、そ

して、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

そ

の

後

も

取

り

組

み

ま

し

て、

のお考えを伺いたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 乳幼児期の教育は極めて人格形成の上で重要である、私もそのとおりであろうと、このように思うところでございま  
す。

況下では国民が期待しているような充実した計画を作ることは困難ではないかと考えています。効率化を進めることももちろん大切でありますけれども、何でもかんでも横並びで一律に削減するのではなくて、教育の思い切った改革、再生を実現するためにも必要なところへは十分な投資をすべきと考えております。

○中曾根弘文君 子供はそれぞれの家庭にとつて予算が、教育予算が増えていくよう努力をされ、これが文部科学大臣として私の責務だと考えております。

い　い　す　し　て　考　す　つ　き  
きたのではないかと思うわけでございますが、さ  
らに与党におきましても国民的な議論の広がりに  
向けて御協力を賜りたいと、このように思うところでございます。  
○中曾根弘文君 終わります。ありがとうございます。  
○有村治子君 自由民主党の有村治子です。中曾

とに私たちは承知をいたしております。この骨太の方針二〇〇六におきましては、将来の無償化については歳入改革に合わせて総合的に検討すると、こ

のよう<sup>に</sup>書いてあります。まず、財源、制度等について、これはやはりよく検討していく課題でございますが、歳入改革と合わせてこの無償化につき、安倍内閣は今まで取ぬきの強いメッセージを打ち出しています。

中曾根弘文君　幼児期の教育の重要性について  
　　重ねて申し上げますが、いずれにいたしまして  
　　も、幼児期の教育は極めて重要であるという認識  
　　については正にそのとおりであろうと、このよう  
　　に考えております。

は十分御理解いただいているわけであります、が、歳入改革に合わせてということであります。そういう事情もありますけれども、親の教育費の負担の軽減ということについてはまたいろいろな方法がありますので、是非そういう点は御検討いただきたいと思います。

それから、改正教育基本法の大きな特色の一つは、教育改革国民会議でも提案をされました教育振興基本計画の策定の規定を盛り込んだことでござ

教育への投資を惜しんでは十分な改革は実行できません。科学技術基本計画などのように国の目指す具体的な目標や実施方策を国民にはつきりと明示するとともに、確実に実行するための長期的な財政支出計画の策定も不可欠であります。行革を推進法などによりまして教員定数の削減が求められるなど教育改革には様々な制約が課されておりますけれども、私は、教育振興基本計画を今後策定するに当たりましても、こうした制約付きの状

況下では国民が期待しているような充実した計画を作ることは困難ではないかと考えています。効率化を進めることももちろん大切でありますけれども、何でもかんでも横並びで一律に削減するのではなくて、教育の思い切った改革、再生を実現するためにも必要なところへは十分な投資をするべきと考えております。

教育再生を最重要課題として掲げる安倍内閣の実質的に最初の予算となる来年度の概算要求におきまして、思い切った教育への財政支出を行い、安倍内閣は日本の未来を担う青少年の教育に全力でもつて取り組んでいく内閣であるという国民への強いメッセージをはつきりと示すべきと考えますけれども、総理大臣の御決意のはどを伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私も、教育再生を私の内閣の最重要課題の一つに位置付けているわけでありますし、教育再生を進めていくためには必要な教育予算の確保が不可欠であると、こう認識をいたしております。そのために、徹底的なこれは効率化を図つていかなければならぬ、そしてまためり張りを付けていくことも重要だらうと思います。そういう中におきまして必要な教育予算については財源を確保してまいりたいと、このように考えております。

○中曾根弘文君 もう少し積極的な御答弁をいただきたかたなんですが、今の総理の御答弁をお聞きになられて、文部科学大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(伊吹文明君) やはり、私が教育を預かっている立場と、日本全体を見ながら政治をやらなければならぬる総理の立場は若干違いますから、これはお父さんをごらんになつていてもよくお分かりだろうと思います。

そこで、効率化を図る、そして財政の再建をしていかなければならぬというのもこれは大きな国家の目的なんですけれども、一番国民に分かりやすいメッセージはやはり教育予算が増えたということだと思いますね。しかし、ただ単に教育予

○中曾根弘文君 子供はそれぞれの家庭にとつだけではなくて、社会全体、また人類共通の宝もあり、また夢でもあると思います。また、希であると思いますが、私は本来、本人と親と、た社会全体がこの教育というものは共同して行ものであつて、家庭とか学校のみに任せるのでなく、国民一人一人が教育の問題を真剣に考えて、そしてできることから実行していくということが大事であると思います。そういう意味で、んなで教育を考えて行動する教育の日を設けり、あるいは国民運動を展開したりするというとも今必要ではないかと思つております。

最後に、総理にこの点についてのお考えを伺まして、私の質問を終わりたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 教育につきましては、また教育再生についてもそうなんですが、校にすべて押し付けてはならない、学校の先生、すべて押し付けてはならないわけであります。親、また保護者には保護者の責任があるわけであります。また、地域社会においても、かつては域社会が教育力の一翼を担つていたと、このように思うわけであります。親、保護者、そしてま家族、地域、そしてまた社会で責任を持つていて企業等々もそんなん違うと思うわけであります、社会絆掛かりで教育の再生に向けて努力をしていくということが大変大切だらうと、このように思います。という意味におきましては、教育再生は国民的な課題であると、このように思つてございます。

そういう中におきまして、教育基本法が改正され、そして今度この三法案、参議院で御審議をなだいているわけであります。そういう中におまして、大変国民的な关心、また理解も高まつて予算が、教育予算が増えていくよう努力をすると、これが文部科学大臣として私の責務だとえております。

いきたのではないかと思うわけですが、さらに与党におきましても国民的な議論の広がりに向けた御協力を賜りたいと、このように思うところでございます。

○中曾根弘文君 終わります。ありがとうございました。

○有村治子君 自由民主党の有村治子です。中曾根先生に引き続き、後半の二十分を担当させていただきます。

安倍総理が御就任以来掲げられている美しい国を実現していくために、国民性をつくる礎となる教育こそが内閣の最重要課題だと明言されて、日本トップリーダーとして子供たちの人格形成を成す教育問題に果敢に取り組まれている総理の政治姿勢には心からの敬意と共感を感じております。日本の将来に責任を負う同じ議会人として大変勇気付けられるとともに、同じ幼い子を持つ親の一人としてもとても有り難いことだと存じております。

その一方で、親が子供を殺し、子供が親を殺し、子供が子供の命をあやめてしまうという事件が相次ぐ中で、日本の子供たちを取り巻く社会環境をいかに良くするか、教育改革の必要性はかつて見ないほどの多くの国民の皆様に支持される関心事となっています。

今回、教育関連三法案が審議される背景には、愛する子や孫が通う学校を良くしてほしい、子供たちの人格形成に大きな影響力を持つ先生方の質を高めてほしいという民意にこたえ、また、教育の第一線で活躍されている先生方がその人格と能力を遺憾なく發揮できるよう環境を整えようという意図がござります。

そこで、総理に伺います。

先生方の教育専門職としてのモチベーション、言わば士気、やる気を維持して、恩師と呼ばれるに足る高い人格と能力を發揮できるようにするに何が一番大事だとお考えでしょうか。総理の御認識を伺います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ほんどの、多く

の先生方が子供たちに対しても情熱を持って教育を実践していく上において努力をしておられると、このように思っています。子供の人格形成に向かって大変な真摯な御努力をされている、私もこのよう思います。

私も、小学校時代に教えていただいた担任の先生には、本当にいい先生に巡り合つたなどいまだに感謝をしているわけありますし、先般も、

九十歳になつたそのときの担任の先生をみんなで囲んで卒寿のお祝いをしたわけでございます。やはり、先生が情熱を持って、子供たちの人生に自分が責任を持っているんだという気持ちを持つて子供たちと対話していくことがまずは基本ではないか、このように思う次第でございます。

私の地元の吉田松陰先生は松下村塾において多数の有為な人材を育てたわけでございますが、吉田松陰先生は、教育は、学は人たるゆえんを学ぶなりと、つまり人間として必要なことを教育において学んでいかなければならぬと、このようにおっしゃっているわけであります。

同時に、人々、尊きものの己に存在するを認めることを要すと、このようにもおっしゃっているわけであります。すべての人々にすばらしい点があるんだけど、こうもおっしゃっているわけでありまして、例えば伊藤博文に對しては、この子は周旋の才があると、言わば政治家にとって必要な資質を当時から見抜いていたんではないかと、こう言われているわけであります。それぞれの子供たちに可能性がある、すばらしいものがあると、子供たちの資質、未来を信じることも極めて重要ではないかなと、こう思うところであります。

私も、小学校のときの担任の先生が、自分は子供たちを信じているということを何度もおっしゃっていたことを今でも思い出すわけでございます。情熱と、そして子供たちの未来を信じる、そういう姿勢が重要なのではないかと、このように思います。

○有村治子君 皆さんの将来を信じていると答え

てくださった恩師の言葉が本当に心に残つてゐる所で、教育基本法の御答弁のときに総理がおっしゃつていただいたことがよみがえつてしまいまして、本当に感謝をしていました。その中

で、学校や先生方への信頼が低いことは社会全体の大きな損失であり、逆に学校や先生に対するよう

学校の先生方、PTAの皆様、児童生徒の皆さんとひざを交えて対話を重ねてきました。その中

に何を求めるのか、トッピングリーダーとしての

哲學や思想が伝わる、総理御自身のお言葉で直接語つていただきたいと存じます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま有村委員

がおっしゃつたように、やはり先生に対する子供たちが尊敬のまなざしで学んでいくという環境を

みんなでつくつていくという努力も大変大切なん

だろうなど、このように改めて認識をさせていた

だいたいような次第でございます。

先生方に対しましては、先ほど申し上げました

ように、やはり情熱を持つて子供たちに接しても

だらうなど、このように改めて認識をさせていた

だいたいような次第でございます。

良い先生を是非積極的にたたえてくださいと申し上げてまいりました。児童生徒、お子さんたちの

前では、是非一生お付き合いできる恩師を見付け

てくださいねと話し掛け、地域を良くしていきた

いと語り掛けてしまいました。

このような呼び掛けには、私が思つた以上に、

確かに子供の前で先生の悪口を言わないことだけ

でも大事ですね、実行してみるねと前向きな

たいと思ってくださいることが多く、地域のた

めに、子供たちのために何かいいことをしていき

なくないと勇気付けられ、一定の手ごたえを感じ

ています。

そこで、総理及び伊吹文部科学大臣に伺いま

教育をなす主な当事者、すなわち学校の先生方、また父親、母親を始めとする保護者の皆さ

ん、全国で千九百二十五万人いる幼稚園から大学、高専までの児童生徒の皆さん、また教育を支える地域や国民の皆さんに、教育に対する信頼を築くために、それぞれ何を期待し、いかなる言動

を求めるのか、端的に、一言、ワンフレーズで語つていただきたいと存じます。

私は、教育に主軸を置いて議会活動を続けてきましたこの六年間、選挙区である全国を回つて、

学校の先生方、PTAの皆様、児童生徒の皆さんとひざを交えて対話を重ねてきました。その中

に何を求めるのか、トッピングリーダーとしての

哲学や思想が伝わる、総理御自身のお言葉で直接語つていただきたいと存じます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま有村委員

がおっしゃつたように、やはり先生に対する子供たちが尊敬のまなざしで学んでいくという環境を

みんなでつくつしていくという努力も大変大切なん

だろうなど、このように改めて認識をさせていた

だいたいような次第でございます。

先生方に対しましては、先ほど申し上げました

ように、やはり情熱を持つて子供たちに接しても

だらうなど、このように改めて認識をさせていた

だいたいような次第でございます。

良い先生を是非積極的にたたえてくださいと申し上げてまいりました。児童生徒、お子さんたちの

前では、是非一生お付き合いできる恩師を見付け

てくださいねと話し掛け、地域を良くしていきた

いと語り掛けてしまいました。

このような呼び掛けには、私が思つた以上に、

確かに子供の前で先生の悪口を言わないことだけ

でも大事ですね、実行してみるねと前向きな

たいと思ってくださいることが多く、地域のた

めに、子供たちのために何かいいことをしていき

なくないと勇気付けられ、一定の手ごたえを感じ

ています。

そこで、総理及び伊吹文部科学大臣に伺いま

教育をなす主な当事者、すなわち学校の先生方、また父親、母親を始めとする保護者の皆さ

ん、全国で千九百二十五万人いる幼稚園から大学、高専までの児童生徒の皆さん、また教育を支える地域や国民の皆さんに、教育に対する信頼を築くために、それぞれ何を期待し、いかなる言動

を求めるのか、端的に、一言、ワンフレーズで語つていただきたいと存じます。

私は、教育に主軸を置いて議会活動を続けてきましたこの六年間、選挙区である全国を回つて、

学校の先生方、PTAの皆様、児童生徒の皆さんとひざを交えて対話を重ねてきました。その中

に何を求めるのか、トッピングリーダーとしての

哲学や思想が伝わる、総理御自身のお言葉で直接語つていただきたいと存じます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま有村委員

がおっしゃつたように、やはり先生に対する子供たちが尊敬のまなざしで学んでいくという環境を

みんなでつくつしていくという努力も大変大切なん

だろうなど、このように改めて認識をさせていた

だいたいような次第でございます。

先生方に対しましては、先ほど申し上げました

ように、やはり情熱を持つて子供たちに接しても

だらうなど、このように改めて認識をさせていた

だいたいのような次第でございます。

良い先生を是非積極的にたたえてくださいと申し上げてまいりました。児童生徒、お子さんたちの

前では、是非一生お付き合いできる恩師を見付け

てくださいねと話し掛け、地域を良くしていきた

いと語り掛けてしまいました。

このような呼び掛けには、私が思つた以上に、

確かに子供の前で先生の悪口を言わないことだけ

でも大事ですね、実行してみるねと前向きな

たいと思ってください paramString

を宝と思って育てていくという姿勢も極めて重要だと思いますし、また、保護者の皆さんも、先生と一緒に子供をはぐくんでいくという気持ちも必要

だと思います。

また、保護者の皆さんには、やはりまずは教育

の基盤は家庭なんだということも認識をしていた

だいて、そういう責任感も持つていただきたいな

と思いますし、また、保護者の皆さんも、先生と一緒に子供をはぐくんでいくという気持ちも必要

ではないか、こう思います。

また、地域の皆さんも、地域みんなで子供たち

を宝と思って育てていくという姿勢も極めて重要

ではないだろうかなと思います。

そういう中におきまして、我々、国としても、

また、地域の皆さんも、地域みんなで子供たち

を宝と思って育てていくという姿勢も極めて重要

ではないだろうかなと思います。

そういう中におきまして、我々、国としても、

また、地域の皆さんも、地域みんなで子供たち

を宝と思って育てていくという姿勢も極めて重要

ではないだろうかなと思います。

そういう中におきまして、我々、国としても、

また、地域の皆さんも、地域みんなで子供たち

を宝と思って育てていくという姿勢も極めて重要

ではないだろうかなと思います。

最後に、地域、国民について、教育基本法十

三条に、教育を学校だけに任せるのはではなく、自

分たちの問題として個々の役割と責任を分担し、

相互の連携と協力の下に、しっかりと価値観と判断力を持つ個としての人間と、義務と規律を

教育基本法十条には、子供の教育については、先

ほど総理が申しましたように、一義的責任を持つ

のは家庭であるということが書かれております

で、このことを是非理解してほしいと思つております。

保護者は、これはもう先生がおっしゃつたこと

に尽きますが、自分が生み出した命を慈しみ、そ

の神の豊かな人間性と創造性を備えた日本人に育つ

てほしいなということでございます。

保護者は、これはもう先生がおっしゃつたこと

に尽きますが、自分が生み出した命を慈しみ、そ

の神の豊かな人間性と創造性を備えた日本人に育つ

てほしいなということでございます。

最後に、地域、国民について、教育基本法十

三条に、教育を学校だけに任せるのはではなく、自

分たちの問題として個々の役割と責任を分担し、

相互の連携と協力の下に、しっかりと価値観と

判断力を持つ個としての人間と、義務と規律を

備えた国民としての日本人を是非育てていただき

たいと願つております。

○國務大臣(伊吹文明君) 有村先生が各地を回つて皆さんにワンフレーズでおっしゃつたほどはどう

まく言えないんですが、やはり国会というのは各

国民の代表が集まつておられるところですので、

ここで決めていたいたことに私はやつぱりすべ

て、その教科を教える免許を持つていないにもか

かわらず、専門外の教科を受け持ち、生徒に教えることを認める免許外担任という制度があります。免許外担任というと聞こえはいいのですが、これは、私には言わば無免許の時限的合法化のようにも見えます。

例えば、中学校社会科の教諭が学生時代から自分が苦手だった英語の教科を、あなた、若いから英語できるでしょうと言われて一年間授業を担当したり、音楽の先生が家庭科を一年間受け持つこともあります。音楽教諭としてはらしい資質を持つ先生であったとしても、家庭科を教える素養があるとは必ずしも限りません。

ここで、今日配付しております資料をごらんくださいませ。NHK中継を御視聴の方は、現在この委員会で配付しましたこの資料を、私、有村治子のホームページ、最新情報というコーナーから直接ダウンロードしてお手に取っていただくことができます。

この資料が示すとおり、今この瞬間も、本当はその教科を教える免許を持っていないのに生徒の前で教鞭を執つておられる免許外担任に教えられているクラスが全国の中学校でざっと約一万件弱、九千七百二十校、高校でも三千四百クラスあります。

専門外の教科を教えなければならない先生方の御労苦も察しますけれども、授業内容についての専門性を全く持っていない先生に例えば英語や数学など主要教科を一年間教えられ続けることによる生徒もこれまた大変不幸でございます。これこそ学力に響きます。

この免許外担任制度は、東京は発生件数がゼロですが、東京以外の四十六道府県においては近年でも中学、高校のクラスで恒常的になされている実態があります。本日、テレビやラジオを視聴されている皆様も、各都道府県の実態を是非この資料でごらんいただきたいと考えています。それぞれの地方議会でこの問題を取り上げていただき、子供たちが受ける教育の質の向上のために、ともに立ち上がりたいだければ有り難いと考える次

第でございます。

不適格教員の教育現場からの退場を求める民意にこたえて、教育の質的向上を目指そうとする今回法改正の趣旨からも、早急な是正が図られる必要があると私は考えます。

総理は、この免許外担任の現状を、まだまだ一万件近く中学で起っているこの現状をどのように認識され、いかに対応すべきことを考へでしようか、お聞かせください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)　ただいま委員が御指摘になられました免許外教科担任の制度でござりますが、これは言わばべき地等、また小規模な

中学校、高等学校において、教科の免許状を有する教員の採用等が困難な場合に例外的な措置としてとられていると認識をしていますが、確かに

今、有村委員が御指摘になつたような問題点があるのは事実である。我々もそういう問題点については共有をしているわけでございます。授業の質を確保するために、非常勤講師を含めて、担当する教科の免許状を有する教員の配置にこれからも一層努めていかなければいけないと、こう思

ます。

件数に、許可件数については、今先生が御提示になった表にもありますように減少傾向にあります。そこで、教育基本法を六十年ぶりに改正をして、今回その改正を受けて三法案を御審議をいたしております。

○有村治子君　このようないくつかの問題に

向けて一層の対応が必要であると、こう認識をいたしております。

この免許外担任の改善を図るためにも、やはり現実的に問題になつてくるのは予算であると認識をしております。

そこで、教員定数改善に向けての財政的根拠についてお伺いをさせていただきます。

学校の先生方には、教諭としての本来の職責に加えて、登下校時における児童生徒の安全確保のための送り迎えなど、現代社会が求める多くの新たな仕事がし掛かっています。先生方に求めら

し、現状は、本来であれば昨年度から実施されるべき教員の第八次定数改善の計画が、政府における総人件費改革の方針の下、とんざしているといふのが現状でございます。

安倍内閣の最重要課題として教育再生が位置付けられている以上、学校の第一線でまじめに職務を遂行していらっしゃる先生方の定数改善を着実に実行する、そのための財政的根拠をしっかりと確保するという安倍総理の御決意を伺いたいと存じます。教育再生の実効性を上げていくための私たち国民に見える形での教育予算の拡充についての担保をトップリーダーとして明言していただけたかどうかという点でございます。いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)　教育再生は私の内閣の最重要課題の一つであります。最重要課題として我々も取り組んでいかなければならぬ。だからこそ、昨年、教育基本法を六十年ぶりに改正をして、今回その改正を受けて三法案を御審議をいたしているところでございます。

教育の質を高めるためには、先ほど申し上げましたように、各教育委員会に対して、例えばこの免許外解消に向けた取組も促していかなければなりませんと、こう思っています。また、基本的に教員の皆さん方が子供たちと向き合う時間を増やしていくことが重要であると、こう認識をしているわけであります。副校長及び主幹教諭による組織力を充実していくことも重要なことです。そのためにはですね。そしてまた、学校の事務量の軽減などに取り組んでいく、その取組を進めていくことも大切であります。

さらには、教育再生を実りあるものとするためには、教職員配置の在り方、またメリ張りを付けた教員給与体系などについて検討していくとともに、事務処理等の外部委託や、またボランティアの活用等も考えながら教育力を増していくことが重要であると考えています。また、と同時に、行政改革も進めていかなければいけません。それも

安倍総理は、次代を担う子供たちをはぐくむ学びの質、信頼、環境の向上に向け、教育改革に私たち国民みんなで絆掛かりで取り組んでいこうと

いう姿勢を取つておられます。大変力付けられました。これは、歴史の評価に堪え得る意思決定を重ねようとも努められていてる安倍総理の一貫した政治姿勢のたまものだと、教育に主軸を置き活動してきた若手議会人として大変に有り難いと存じております。

國の根幹を成す重要課題に向き合い、実直に粘り強く取り組まれる安倍内閣の実績の揺るぎない積み重ねこそ、国民の皆様に美しい国をともに築くべき教員の第8次定数改定が、政府における総人件費改革の方針の下、とんざしているといふのが現状でございます。

その中で、総合的にこれは検討をしながら、そして先ほど申し上げましたように、効率化を徹底をし、そしてめり張りを付けた上において真に必要な教育の財源は確保をしていかなければならぬとの考え方でございます。

○有村治子君　御答弁ありがとうございます。

全国の先生方と連携をしてお話を伺いますと、いまだに全国の中学校、公立中学校の例えは地理の授業ではソ連と書かれた地図を使わなきゃいけないという現状がございます。理科のビーカーが割れても、そのビーカーを買い換えているという現状も一件、二件ではございます。

そういう意味では、本当に志を高く掲げて、総理がおっしゃっていたいたような、本当に子供たちの可能性を引き出すために第一線で頑張つてくださっている先生方が本当に応援してもらつているんだと実感できるようなことは、一番分かりやすいのは予算だと思います。是非、教育現場の先生方と日本の将来を感じる皆様のために教育予算の拡充は是非目に見える形で力を、特に義務教育費国庫負担の件もあります、お力を与えていたい。

安倍総理は、次代を担う子供たちをはぐくむ学びの質、信頼、環境の向上に向け、教育改革に私たち国民みんなで絆掛かりで取り組んでいこうと重要課題として取り組まれるようになつてしまひました。これは、歴史の評価に堪え得る意思決定を重ねようとも努められていてる安倍総理の一貫した政治姿勢のたまものだと、教育に主軸を置き活動してきた若手議会人として大変に有り難いと存じております。

していくための原動力、信用力になるのだと確信をしております。数十年後の日本のあるべき姿に思いをはせて、その形の第一線を成す愛すべき日本の子供たちのためにひたむきに取り組まれる安倍総理の志と、予算を付けようとされるその気概に共感をし、直前に迫りました難関を私自身何とか乗り越えてともにその一線に立たせていただきたいという意思と決意を明確にして、私、自由民主党有村治子の質問を完了させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。  
○鈴木寛君 民主党・新緑風会の鈴木寛でござい  
ます。

本国会は教育改革国会ということです。政府からも教育三法が提出をされましたし、私どもも、日本国教育基本法案を始め、それを実現を確実にしていくための法案を提出させていただいて、この文教科学委員会で議論を深められますことを大変意義深いことだというふうに思つております。

私は、やはり教育再生の王道というのは、現場で議論がありますが、その教育を良くしていく根本ですね、これは何だというふうに考えておられるかというのを是非議論をさせていただきたいんですが。

私は、教育現場に優秀な人材を大量に十分に投入をして、そしてその教員あるいはその人材に思う存分その力を發揮してもらうと、もうそのこと以外にないんだと、こういうふうに私は考えておりましがれども、総理はどのようなお考え方をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私も委員と同じように、教育も、教育は人なり、正に優秀な人材を教育の分野に投入をしていくことが重要であろうと思います。子供たちがすばらしい先生に巡り合う、そのことが本当に私は教育にとって一番大切

なんだろうと、こう思うわけでございます。同時に、もちろん、私の内閣におきましては行政改革を進めております。そうしたことでも踏まえながら、優秀な教員、人材を確保していきたいと思つています。

○鈴木寛君 御賛同いただきましてありがとうございます。

も、やっぱり一つ重要なポイントは、そもそも  
フィンランドの先生は全員修士課程を終わってお  
られて、しかも最低でも四百時間以上の教育実習  
をやっておられてですね。

の教員養成は短大と学部、そして修士レベルでそれぞれ教員の養成が行われています。現行の修士課程における教員養成数と教員採用数との比較においてはまだこれは大分乖離があることであります。直ちに対応するというのは困難であるところです。

また、修士課程への移行のための財源確保や、大学の指導体制の構築が必要であります。そのための修士課程のこの受け入れの学生の数を増やすためには、その予算も必要ですし、それを教える体制もつくつていかなければいけないという中において、慎重な検討が必要ではないか、こう思います。なお、大学における教員養成課程の改善を図っていくことはもちろん大切であると、こう認識をしております。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）　ただいま委員がおっしゃったように、教員の養成を充実をさせていく、それは私は確かに方向性としては大変重要な御指摘だろうと、このように思います。

また、フィンランドにおいては、すべて先生が修士を卒業しておられるということをございます。フィンランドにおいて大変教育が成果を上げている、教育において成果を上げている。これは先生の資質がすばらしいということにあるんでしょうけれども、また地域やクラスみんなで子供たちを育てていこうと、お互いに助け合つていこうという機運も非常に高いものがあるというふうにも承知をしているわけでございまして、そういう点からも、やはり社会総括かりで子供たちの教育に当たつていくことは大切だなど、こう思いました。

民主党案にございます教員養成の一律六年制への移行でございますが、まだ実現のためには課題も多いと思うわけであります。具体的には、現行

の教員養成は短大と学部、そして修士レベルでそれぞれ教員の養成が行われています。現行の修士課程における教員養成数と教員採用数との比較においてはまだこれは大分乖離があることになります。直ちに対応するというのは困難であるとして、こう思います。

また、修士課程への移行のための財源確保や、大学の指導体制の構築が必要であります。そのための修士課程のこの受け入れの学生の数を増やすためにには、その予算も必要ですし、それを教える体制もつくつていかなければいけないという中において、慎重な検討が必要ではないか、こう思いまして。なお、大学における教員養成課程の改善を図っていくことはもちろん大切であると、こう認識をしております。

政府としては、教員養成カリキュラムの改善、そして教職大学院制度の創設などを実施をして質の高い教員の確保に努めてまいりたいと、このように思っております。

○鈴木 寛君 これ、総理、今慎重にということをございますが、もう少し踏み込んで御検討いただけないかと。

これ、私思いますのは、やっぱり今、我々はどういうつもりで教育再生の議論をしているかと、こういうことだと思うんですね。その基本問題だと思ったんですね。基本姿勢だと思うんです。すなはち、日本の教育というのは戦後一貫してトップレベルにありました。しかし、この二〇〇〇年に入って急速に、例えば読解力とかコミュニケーション能力で申し上げると、二〇〇〇年に国際学力調査でいうと八番になってしまって、二〇〇三年に十四番と、急速に落ち込んでいるわけですね。

このコミュニケーション能力とか読解力というのは、単に学力だけの問題ではなくて、正に今問題になっているいじめとか引きこもりとかあるいるは二ートとか、こういう問題のやつぱり根底にもあることでありまして、これを何とかやつぱり本当に総掛かりで上げていこうと。そのことは私たちは

私も全く同じ思いで前国会から総理、大臣とも一緒に議論をしてきたと思うんです。

それで、特に中を分析してみますと、やっぱり塾に行けないお子さんあるいはスポーツ教室に行けないお子さん、今は学力だけじゃなくて体力のこの学力格差も問題になっていますよね。であり

ますから、公教育をきちっと立て直して、もう一回この世界一の教育立国を目指していくうではないかと、こういうことで議論をさせていただいているんだというふうに思います。

確かに、今、大体五千人弱でしょうか。修士の  
枠といふのは、二万人ということになりますと一  
万五千人の枠が必要だと、こういうことで、そ  
については慎重にと、こういうことなんですが、  
私は、だからこそ正に国会の最大の課題で、これ  
結局、財務省とか文部科学省にお任せをしていたた  
んであればこの一万五千というところの定数は押  
まらないと思います。しかし、そこで正に政治的  
リーダーシップでこの一万五千に向けて、もちろん  
ん来年からというわけではありません。しかし  
大きな方針をきっちりと決めて、五年とか十年とか  
といふ目標を持つてこの一万五千を埋めていこう  
と、こういう議論に私は是非この国会の議論を一  
ていきたいと。

実は、この場は今日は文教科学委員会ですが、文教科学委員会は私は六年間所屬させていただきましたが、この六年の間に二つの修士化というのをやっているんですよ。それは、一つは二〇〇一年にロースクールというのをつくりました。法科大学院です。これ絶理も御承知のとおり、今まで法学部を出て、そして大変難関な司法試験を受けてそこから法曹、弁護士とか検事さんとか裁判官になると。これはまあ、もちろん優秀なすばらしい人徳の方も大勢いらっしゃるんですけど、余りにも過酷な司法試験によってその才能に偏りがあるということで、もつと、きちっと修士課程をなれると、こういうことで、基本的には法曹人材を中心に、というのは修士化をするということでやりま

た。そして、本当に大勢の方の御努力によつて、そこ今七十を超える大学に法科大学院ができる、そこ

にリーダーシップをここで發揮していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

今、毎年薬剤師というのは八千人なんです。ですから、その法曹人材で、法曹人材になるのは三、四千人ですけれども、しかしその枠としては六千人の枠を確保し、薬剤師についても今こうした方向に向けて頑張っているわけです。薬剤師の八千人ができて、弁護士の六千人ができるとして今、安倍内閣、一番大事だと。私も教育、本当に大事だと思います。恐らく、国民の皆さんも裁判官とか弁護士とか薬剤師と同じように教師は大事だというふうに恐らく思っていたけると思うんです。合意いただけると思うんです。この問題にあと一万五千人、何とか取り込めないだろうかという御提案を申し上げているわけです。

先ほどお話をありましたように、今すべての大学生の数というのは三百万人いるんですよね。三百万人の中でそれこそめり張りを付けて、もちろん奨学金なんかはちゃんと、ロースクールのときもつくりましたから就職大学院向けの奨学金もつくらなきやいけないと思います。私たちもそういう

提案をしています。もちろん、お金は多少掛かりますけれども、しかし本当に今危機的にあるこの日本の教育を立て直すために、ここは是非、昔は、私は、昔いいことも悪いこともありますたけれども、やはり師範学校というのはなかなか良かったたと思うんですよ。やはり戦前、戦後、先生になる、正に帝大に行くよりも東京高等師範に行くということは社会的にも尊敬を集め、それぐらいのステータスがあつた、総理もそのことは御賛同いただけだると思いますが。

やつぱり、そういう中で、今はとんどのこうして専門職ですね、プロフェッショナルが六年制になつていて。この実態を踏まえて私たちは真剣に予算のことも提案をさせていただいているんですですが、もう一度、積み上げの議論ではなく、正

確かに、ロースクールの議論をした二〇〇二年  
すね。

とか薬剤師の六年化の議論をした二〇〇四年には行革推進法なかったんですよ。だものですから、この国を、命の安全とか、あるいは本当に司法改革とか、その時々の重要な課題をやるためにやはり

人材ですからと、そういう議論ができたんだと思  
いますけれども、二〇〇五年に行革推進法ができ  
てしまつて、そして一律にそうした人材をカット  
していくんだと。これは、後で西岡先生の方から  
本を支えられた方へお詫びの手紙を出しました。

公立学校における教員人材の詰も出るかと思いま  
すけれども、要するに、やっぱりこの行革推進  
法、いろんなところに、その教員の養成の現場、  
そして正に教育の現場、この双方に大変ひはずみ  
を生んでいるということは私は事実だと思います。  
したがいまして、私たち民主党も、学校環境整  
備推進法の附則で、今申し上げました四十二条の  
一項と五十三条の一項と五十五条の三項と五十六  
条の三項、これは要するに国立大学と公立学校の  
教職員を純減をさせるという、その規定を外さな  
いとそもそも教育改革の議論ができるないのではな  
いかという危惧を持っておりまして、ここを変え  
られるのは、文部科学大臣は変えられないんです。

よ。総理しか、この行革推進法の正に教育の部分と抵触する部分を直せるのは総理しかいらっしゃらないんですが、総理、ここについての御決断、御決意をお聞かせいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この行革推進法につきましては、行政改革を進めていくと同時に、これは、行政改革を進めていくとというのは、機能的な政府をつくっていくことと、国が大きな言わば借金を抱えている中において、国民に対して、我々、現在政権を預かる者として責任を果たしていくためにはこの財政再建を進めていかなければいけないと。そのためにも、この行政改革を正に例外なく、聖域のない中で進めていかなければいけないと。それにつきましてこの法律で縛っているというものですございます。その中で各

分野、大変な御努力をいただいていると思います。

そこで、ただ、文部大臣からも、例えば少子化によつて減つていくクラスにおいても、例えば八人とか七人とか、そういう減り方をしていつて、

全体では例え何クラス分、先生何人分減るけれども、学校においてそれをそのまま個々に当ては

めることは難しい、困難であるという話も伺つて、いるわけでございます。しかし、今我々は、すべての行政の分野において行政改革を行つていくと

いう強い意志を持つて努力をしている中において、今の段階で、それがたとえ教育の分野であつたとしても、直ちにその変更をするということを

私が申し上げるわけにはいかないと、こう思つたけであります。

取りあえずは、この行革を進めていく中において、効率化を図りながら、めり張りを付けて、何とか真に必要な財源を確保するために努力を、まけであります。

○鈴木寛君 もちろん、私たち民主党の中でも、この行革も大事、教育改革も大事、あるいはすべての国においてそうだと思うんですね。

私は、昨年一年間、民主党の中で次の内閣の文部科学大臣をやらせていただきましたが、もう大議論をしました。その結果、民主党も行革推進法、対案を出させていただく中で、しかし、やはりこの教育とかあるいは医療とか、やっぱり人の命にかかるとか、あるいは人生にかかるところというのは、もちろん行革も大事だけれども、公共事業とか公共調達の官製談合とかあるいは天下りを、これを完全に廃止して、これを廃止すれば無駄遣いがもつともと減るわけですから、それを正に教育費に向けていこうではないかと、こ

ういうことを我々は議論しました。

昨年の秋に、小沢代表を筆頭とする政策マグナカルタというところで、これ、まずは、まずこの議論の前提で確認をさせていただきたいのは、O E C D の諸国が三十か国あります。三十か国の中

で日本の教育費というのは三十番目だということですね、対 G D P 比で。ちなみに、日本は G D P の三・五%しか教育費に使っていません。これ

は三十番目なんです。三十か国中三十番目なんです。

この教育費の使い方を、教育改革というのであれば、本当に今、私たちも大事だと思うんです。

で、我々民主党としては少なくとも、O E C D の平均が今五・二ですから、そこに少しは近づけ

て、何とか O E C D の国の真ん中辺りまでは、いろいろな努力ももちろんしなければいけません。

それから国民の皆様方にも御理解をいただきなければいけませんけれども、このことを我が党は決

めさせていただきました。これは参議院選の最大の私は論点だと思いますけれども。

これ、総理、改めて伺いますけれども、結局、やつぱりフィンランドは優秀な人材が日本の一・六倍の割合で学校現場に投入されているわけです。

○鈴木寛君 もちろん、一人当たり教員の生徒数というのも、これも O E C D の国の中で最悪のランクにあるわけでありまして、やはりこれも、正に十分

な必要な予算を、もちろん効率、めり張り、先ほどその言葉しか出てきませんでしたけど、やつぱり予算の捻詰を改善しないとこの問題は解決でき

ないんではないかなと、こういうふうに思います。

これは結局、我々は教員を増やします、教員を六年制にします。総理は教員を増やすのか。先ほど有村委員に対する御答弁、よく分かりませんで

した。もちろん効率とかめり張りとか、当然であります。当然であります。教員増をやるのかやらないのか、その点についてもう一度総理に姿勢

をきひとつと明確にさせていただきたいと思いま

す。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただ単にこの予算を増やしていく、あるいは教師の数を増やしていく

くということではなくて、やはり大切なことは、

第六部 文教科学委員会会議録第十三号 平成十九年五月二十一日 【参議院】

本当に何が真に必要な教育の予算なのか、そしてまた教師においては優秀な人材と、そしてまた先生方が子供たちと向き合える時間を増やしていく

ことが大切であろうと、こう考えておるわけでござります。ですから、そういう中におきまして、我々は真に必要な教育の予算と優秀な人材を確保していきたいと、このように思つておるわけであ

ります。

教員一人当たりの児童生徒数については、これまたやはり細かな指導を行うために、これまで諸外国の水準に近づけることを目標に改善を

図つきました。その結果、教員一人当たりの児童生徒数は、O E C D の調査では、二〇〇〇年に

小学校の二十一・四人だったものが、二〇〇六年には小学校で十九・六人と、また中学校でも十七・三から十五・三と、一応これは改善をされて

きています。また、平成元年以来、生徒一人当たりの教師の数は三〇%以上の増になつてゐるわけ

あります。にもかかわらず、教育をめぐる状況は厳しい状況になつてきているということも我々

認識をしなければいけないと、こう思ひます。

また、教員一人当たりの児童生徒数が比較的大きな我が国や韓国は、国際的な学力調査について

は上位を占めているわけでございまして、教員の数と学力との関係は必ずしも一致はしないのではないか、こう思つておるわけでございます。

しかししながら、もちろん、教員の質を高めてい

く、あるいは先生方が子供たちと向き合える時間

をこれは増やしていくことは、単に学力だけではなくて、規範意識の問題等々も含めてこれは考へていかなければならぬと、こう認識をいたしております。

○鈴木寛君 総理、今、全国高等学校長会から教科「情報」の、今必修になつてゐるんですね、実

は。これ情報科、私も以前、内閣の高度情報通信社会推進本部とか、この教科「情報」を必修にし

ようといふことをやつていた一人なんですか

も、で、この必修になつてやつと I T 立国に追いつくという体制ができて今日、この教科「情報」

を必修から外してくれという要望が文部科学大臣、中教審のところに上がつてゐるんですよ。

これも、結局はやつぱり十分な定数を確保できることが大切であろうと、こう考えておるわけでござります。ですから、そういう中におきまして、これもう本末転倒なんですね。今どき、どこの国に I T 教育、情報教育を、必修なものを作りようと言つておる国があるかと。これはもう一番やらなきゃいけない。正に本当に悲惨な事件が、これほどんどネットが関係しています。それからいいじめの問題も、携帯メールによるいじめという問題なんですよ。

ですから、本当に子供たちに、これは高校だけじゃなくて中学校でも小学校でも、今もう行われておりますけど、更に充実をしなければいけない一番重要な部分の一つであるにもかかわらず、このういう要望が出てきていると。これも、先ほどいりいろ工夫をしてとおしゃいましたが、やはり工夫には限界があるんで、ある程度の人間と、人員と、そして予算を確保するということは、これ

はやつぱり不可欠だと思うんですね。

そういう意味で、先ほども少し御答弁にありましたけれども、文部科学大臣から既にその御説明も行つておるようありますけれども、行革推進法の五十五条の三項、これよく読んでみるともう破綻していると思うんですね。すなわち、教員数について、児童生徒数の減少に伴う自然増を上回る削減を規定しているんです、行革推進法といふのは。要するに、生徒が減るよりもっと強いレベルで教員を減らしなさいと、こういうことが書いてあるわけであります。しかし一方で標準法というのがあります。標準法で例え四十人学級と決めていれば、八十人だつてこれは三人先生を置かなければいけないわけですね。八十人から百二十人まではこれは三人なわけですよ。

そうすると、単純に、単純に生徒数に応じて、更にそれを上回るレベルで教員を切つていつたる、情報の教員もいない、それから先ほど有村委員からも、自民党の有村委員からちゃんと提起があつたように、免許外の教員に教わるという事態

がどんどんどんどん深刻化するんです。このことには標準法違反なんですよ。そうですよね、大臣、文部大臣。

だから、片や標準法違反な状態と行革推進法と、これコンフリクトしているんです。こういう問題があつて、もう既に行革推進法というのは破綻をしていると思いますし、あるいは人確法についても十八年度中に結論を得るという話になつてます。しかし、もう十八年度終わりましたけれども、これについてどういうふうな議論があるのかといふこともまだ決まっていません。

いざにしましても、今日、私、申し上げたいのは、今回正に総理が教育を掲げておられる、これは私はチャンスだと思うんですね。正に国会を挙げて、国民の皆さんとの合意もいただいて、OECDの中で一番教育にお金を使わないこの日本という国をもう一度、皆さんからいただいている税金です、その使い道を、本当に、この教育改革をやろうというのは本当に国民の皆さんの総意だと思つてます。そのために、きちつとその予算を確保し、人員を確保し、もちろんただ人員を確保すればいいということを私は申し上げていません。経理御理解いただいていると思う。ちゃんと修士にして質を上げて、教育実習もきちつとやつて現場の実践力を上げていこうと。そうしなければ、今総理は答弁では子供に向かい合う時間が大事だとおつしやいますけど、どうやつて向かい合うんでしょうか、いないのに、人が。

確かに、明らかに学校現場にいろいろな大人がかかわるとすごく教育効果が上がっていることは、総理も御理解いただいておりますコミュニケーション、スクール、これいろんなところでやつてます、三鷹の第四小学校でも。やっぱり、ボランティアの方々がアシスタンントティーチャーという形でどつと入つていただくと、それはもう明らかに教育効果上がっていますし、斜めの関係ができるて、そしていじめられたときの相談相手とか、あるいは人生の希望を持つ、そのあこがれの対象に出会うとか、やはり本当に子供たちを愛する大人

たちが本当に温かい輪で子供たちを包んでいく、そういう学校を本当に結びかりでつくるということは明らかに教育的に意味がある。

その主軸になる、その中核になるのが正に学校の教員であり、そしてもちろん地域のボランティアの皆さんで、その大前提として、私たちは教育予算をきちつと確保し、そのことを促進する制度をつくるという、法律を作り予算を作る私たちは責任があるんだということを申し上げさせていただきたいと思いますが、是非今日の議論を踏まえて、更なる教育改革に旗を上げられる以上、きちつと形で、政策の形で示していただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。  
○西岡武夫君 西岡武夫でございます。

安倍総理に御質問申し上げます。

総理が、安倍政権の最重要課題は教育問題、教育政策である、このように言われましたことは極めて大きな意義があると思うんです。この機を逃しては我が国の教育改革はなかなか進まないだろうと、非常に大切な時期を今迎えていると思います。そういう意味では、総理大臣が、かつて中曾根内閣のときに、中曾根康弘総理が教育問題を掲げて総選挙に打つて出られたことがございました。そのときに次ぐ非常に大きな機会であると私は考えております。

ところが、どうも政府が出しておられます法案を拝見しておりますと、法案を出すことに意義があつて、法案を成立させることに意義があつて、内容が十分こなれていないのではないか、内容が伴つていないのではないか。現に、先ほど来、中曾根議員、有村議員の御質問を承つておりますが、この法案を出すに至つて与党の内閣でどれくらい議論をなさつて法案が出てきたのかと、いうことを大変失礼でございますけれども、疑問に思つてます。

先ほど総理は、こういうことをおつしやいました。損得を超えたところに大切なものがあると、

正にこれが教育であると。そういたしますと、総理、教育というのは正に市場原理にはそぐわない分野であると、こう私は考えますけれども、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) すべてを市場原理に任せていい分野ではないと、このように思いますが、しかし、市場の持つてある合理性あるいは効率化を追求していくという、そういう市場の持つたちは責任があるんだということを申し上げさせます。しかし、市場の持つてある合理性あるいは効率化を追求していくという、そういう市場の持つたことは大切であります。しかし、それはそもそもこのように思うわけでございます。

教育を受ける子供たちや親たちにとって、教育の現場にある人たちが常に努力をしていくということは大切であります。しかし、それはそもそも先生の資質であると、こういう考え方もあるでしょうし、学校というのはそういうものだという考え方もあるかもしれません。しかし、必ずしも、残念ながらそれはそういうふうになつていいところもある、そういう方々もいるのも事実であつて、頑張った人たちが、また努力をしている先生たちが報われていくという仕組みも必要でしょうし、お互いに切磋琢磨をしていくという競争も私は教育の質を高めていく上においては大切なことだらうかと、このように思うわけでござります。

ですから、そのバランス感覚が大切ではないだろうかと、このように思うわけでござります。そういうことは当然のことであろうと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 教員の質を高めていく、正にこれは、教育は人でありますから、教員の質を向上させるということは正に、特に、特に義務教育については最大の課題であると、私はこう考へるんですけれども、総理はこの点はいかがお考へでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 教員の質を高めていく、正にこれは、教育は人でありますから、教員の質を高めていく、そして子供たちにとって必要な人材を確保していくことは教育にとって極めて重要であると認識をしております。

○西岡武夫君 それでは、総理は、今回提案され割り切れる、また割り切つていい分野ではないといふことは、このように思つます。

○西岡武夫君 小泉政権のときに一番大きな問題だつたのは、市場原理に任せてしまふべき分野とそうでない分野とをきちつと区分して、その上では、自由主義経済の問題を考えるべきであったと。その議論がなされないままに市場原理至上主義みたいな考え方が蔓延したことが今の日本の社会を大変大きく狂わせているのではないかと、私はこう思つます。

そういうことを教育現場に持ち込んではいけないと。特に、独立行政法人化した国立大学、私は

この独立行政法人化には反対でございましたけれども、この分野に市場原理を持ち込むということが、現に持ち込まれていて、そしてどんどん国立大学の予算は削減されつつあると。これは日本の将来にとつて非常に大きな禍根を残すと思うんです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) すべてを市場原理に任せていい分野ではないと、このように思いますが、しかし、市場の持つてある合理性あるいは効率化を追求していくという、そういう市場の持つたことは大切であります。しかし、それはそもそもこのように思うわけでございます。

実は今日、私の持ち時間はわずか二十五分間でございますので、教育の全体像について総理がどうお考へなのかということをお聞きするのは、委員長にお願いをいたしまして、是非別の機会に設けていただきたい、時間を設けていただきたいと思いますので、今日は個別のことについてお話を申し上げますけれども、そういうことを明確にすることがまず大事であろうと、こういうふうに思ひます。

そこで、ただいま同僚の鈴木委員からの質問の中でお答えいたしました、教員の定数と、そして教員の資質を向上させるということは正に、特に、特に義務教育については最大の課題であると、私はこう考へるんですけれども、総理はこの点はいかがお考へでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 教員の質を高めていく、正にこれは、教育は人でありますから、教員の質を高めていく、そして子供たちにとって必要な人材を確保していくことは教育にとって極めて重要であると認識をしております。

○西岡武夫君 それでは、総理は、今回提案されました教員免許の更新制によつて本当に教員の資質が向上するとお考へでしようか。

教師というのは、子供たちの前に立つたとき、その先生がたとえ初めて立つた日でも、児童にとっては先生なんです。したがつて、教員の養成と、そのことをきちんと行つことが最も大切であると、そのように考へますと、先ほど鈴木委員から御指摘申し上げましたように、教育実習すなわち現実に学校の教壇に立つて教えるという実習というものを十分やつた方が先生になると、そういう教育の仕組みをつくり上げなければ学校の現場

す。

そういう意味で、私どもは今回、教員養成制度を抜本的に改革するということを御提案を申し上げておるわけですが、さりますけれども、先ほど来総理は、まあ十分検討しなければいけないというようなことを御答弁になつておりますけれども、実

は、これは昭和、まあかなり古い話になりますけれども、昭和五十一年からこの問題は当時自民党の中でも議論をされているんです。そして、五十年には総選挙の自民党としての公約にもなつてゐるんです。ですから、今始まつたことではないんです、これは。

と申しますのは、先ほどこれも鈴木委員から指摘のございました行革推進法の中の五十六条の中で、人権法の廃止も含めてこれを検討するというようなことが述べられているわけでござりますけれども、人権法を制定したときに本当に教員養成を充実するということセツでやるべきことだつたんだけれども、残念ながらそれができていない、そして今日を迎えているわけでござります。

したがつて、教員養成の仕組みを抜本的に変えなければ、優れた人材を教師として迎えるということはなかなか困難になつてゐる。今日のよう日進月歩それぞれの学問分野というものが目覚ましい発展を遂げている中で、優れた教師とは何ぞやという問題が大きな問題になつてゐる。しかも、わざか二週間や四週間の学校現場での経験でも、自分が一体教師に向いているのかどうかということを御本人もなかなか自覚できないだろうと。

したがつて、私どもが御提案申し上げてゐるのは一年間、四月一日から三月三十一日まで、丸ごと一年間教育実習に充てると、このように考えますと、どうしても現在の学部の四年間の中には收まり切らない。教育課程を勉強される学生の諸君は一般の大学の学生の勉強される科目以外に教育課程についての勉強をしなければいけない、そういうことを考えますと、学部の中にこれを押し込

んでしまつたは難しいといふこともこれあり、修士課程ということを御提案を申し上げておるわけでございます。

この点について、総理はどうお考へでしようか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほど鈴木委員と議論を行つたわけであります、教員の質を向上させしていくためにも、この教員の養成課程を充実をさせていくことはこれは有益であろうと、こう思うわけでございます。

そこで、しかし、修士の評価の仕方は、やはりこれはよく検討、研究して見る必要はあるのではなかいと、こう思うわけでございまして、例えば、今、大半の先生方は修士は出ておられないわけでございますが、その中にも有為な、立派な先生方はたくさんいらっしゃるわけでございます。また、例えば、これは社会的なそういう修士課程、専門の教育論についてのこの研修、また勉強をしてこなつた方々も、社会においていろいろな経験をしてきた、そうした経験を生かした上において人格的に子供たちから尊敬をされている方々もたくさんおられるわけでございます。

そういう意味におきまして、そういう言わば社会人として経験を積んだ人たちに対して、教壇に立つという、そういう門戸も広げておるわけでございます。ですから、一概にはなかなか言えないのではないかと、こう思うわけでございます。

合うですよ、数を上回る数の純減、純減ですよ、見合せるため必要な措置を講ずるものとすると、ここまで書いておるんですよ、この法律では。これを総理は、今回出されました法案の中の附則で結構ですから、これは削除すると、そういう法案を安倍総理がお出しになつていればこの問題は一遍に解決するんです。それぐらい教育は重要なことを総理はおつしやつておるんですけど、なぜそれをなさらなかつたのか。これで伊吹大臣に教育をどんどん改革せよと言われても、手足を縛つてブールに大臣をほうり込んで泳げとおつしやつておるのと同じですよ。

○国務大臣(伊吹文明君) 総理から決意は後ほどお話しになると思いますが、まず、西岡先生がおつしやつたこの法律の読み方ですね。これは、私も最初この法律を読んだときには、児童生徒の数の減少に応じて教師を減らせというんだと、一方で標準法で、あるいは地方財政措置の基準財政

とをおつしやつたわけですから、非常に困難な問題はたくさんある。それはもう十分承知しています。しかし、これまで十分議論されているんですね。その蓄積は当然、役所もあるると思いますし、内閣全体にもあると思うんです。

現に、かつて文部省の時代から研究指定校制度というのがございまして、いろいろな研究を学校を指定して長年行つてきてるわけです。そういう蓄積も是非、総理、教育が最重要課題とおつしやるならば目をお通していただきまして、これ実行できるんですから、是非やつていただきたい。

これから長い議論が始まりますので、今日はこの程度にこの問題いたしますけれども、どうしても譲れない問題は、学校のやつぱり先生の定員の問題を、総理、ここではつきりしていただきかないでございませんと思つうんです、自民党さんの中からもそういう意見が出ているわけですから。

と申しますのは、行政改革推進法の五十五条第三項、先ほど鈴木委員が読み上げられた部分ですけれども、私もあえてもう一度申し上げます。この三項に、児童及び生徒の減少に見合う、見合うですよ、数を上回る数の純減、純減ですよ、見合せるため必要な措置を講ずるものとすると、ここまで書いておるんですよ、この法律では。

ただ、そのやり方として、今先生がおつしやつたように総理がすぐ附則に書いて出すというやり方もありますし、予算編成の中で総理が決断をさ

ますので、そのところだけは何とかしなくちゃ

いけないと、私は担当大臣としてそう思つております。

ただ、そのやり方として、今先生がおつしやつたように総理がすぐ附則に書いて出すというやり方もありますし、予算編成の中で総理が決断をさ

ますので、そのところだけは何とかしなくちゃいけないと、私は担当大臣としてそう思つております。

ただ、そのやり方として、今先生がおつしやつたように総理がすぐ附則に書いて出すというやり方もありますし、予算編成の中で総理が決断をさるやう方もありますし、今中教審、今再生会議あるいは経済財政諮問会議、いろいろなところで議論をされているわけですし、何よりも国会でこれだけの議論をしていただいているわけですから、内閣としてそれを受け止めて年末の予算編成に当たらせていただきたいと。

今のところは、そこまでお答えするのがぎりぎりの限界だと思っております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま文部大臣から文部省としての考え方を述べてもらつたわけございますが、しかしながら、確かに、確かに子供たちと向き合う時間は減らさないようにするためにはどうしたらしいかという観点からもいろ

いろいろ検討はしていかなければいけないと、こう思つておるわけでございます。

これから正に概算要求そして予算編成と、こう向かっていくわけでござりますが、その中におきまして真に必要な教育のための予算と、そして教育の人才を確保する、そしてまた先生が、教師が子供たちと向き合う時間確保するためにはどういう方途があるかということについてよく検討していきたいと考えております。

○西岡武夫君 伊吹大臣も安倍政権の下でござりますから、総理大臣を横に置いてなかなかそれ以上のことをおっしゃるのは難しいというのは私十分承知しておりますけれども、そうは總理おっしゃつても、この法律がありますとなかなか簡単にいきませんですよ。それはもう十分お分かりだと思います。これも昔話になりますけれども、私学振興助成法という法律を私、議員立法で作りました。憲法違反だつていろいろ批判もありましたけれども、思い切つてこれは皆さんの努力で成立をしたんです。大学紛争のときに私立大学の授業料がなかなか値上げできない、紛争の火種になるからというようなこともこれあり、私学に対する経常費助成というものは予算措置で初めやつたんです。予算措置でやつたんです。予算措置ではとてもじやないけれども、毎年毎年それは財務当局と切つた張つたのやり合いをしなければできませんから、やはり法律というものの裏付けがなければ駄目だということで私学振興助成法という法律を作つたわけです。

そういう経験からいたしますと、この行政改革推進法の中の五十五条、五十六条、また大学については四十二条と五十三条、この条文は削除しなければ教育政策というのは進められませんよ。これを是非お願いしたい。検討するというお言葉でも結構ですかうべきだときたい。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 我々は、行革推進法においてきつちりとこの行革を、かなり苦しい中においても推進をさせていくという、そういう

意思を示したわけでございまして、すべての分野、教育の分野においては今委員が御指摘になつた条文に示されたとおりでございます。

しかし、その中におきまして、先ほど申し上げましたように、教育の現場のことを我々もよく認識もしなければいけないのは事実でございます。

しかし、今段階でこの行革推進法を、今おつしやつた条文を廃止をしろと、このように言われても、それはやはり我々は必死でこの行革を進めていかなければならぬという立場にあるわけでありますし、我々はその旗を下ろしてはならないと、こう思つておるところでございます。

○西岡武夫君 いと、こう思つておるところでございます。いずれにいたしましても、今後の概算要求、予算編成におきまして、教育において真に必要な予算の確保と、また、先生方が子供たちに向かっていい時間を見つけておるためにはどうすればいいか

など、こう思つておるところでございます。

○西岡武夫君 あと一分になりましたのでまとめますけれども、総理、私はここで文部科学省の代表をして予算折衝しているんじゃないんですよ。

この法律をこのままにしておいては、本当に総理弁をして予算折衝しているんじゃないんですよ。この法律をこのままにしておいては、教育の目標を重視したいと何度も言われてきております。現に今回の学校教育法改正案の中には、教育の目標として達成するものに、国を愛する態度と並んで規範意識が盛り込まれています。

まず、冒頭お伺いします。総理の言う規範意識とは何ででしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 規範意識とは、みんなで決めた規則あるいはマナーを守つていくこと

いうことであります。もちろん法律を守つていくということは当たり前であります、この法律以前にやはり守るべき規則、あるいは、これはみんなで守つていかなければ社会が成り立つていかない、そういう決まりを守つていくという、そういう意識を私は規範意識と、このように申し上げて

確信をしておりますし、今後とも、我々は私の内閣の最重要課題として取り組んでいきたいし、また、そのことをよく国民の皆さんにも御説明してまいりたいと、こう考えております。

○西岡武夫君 これで終わりますが、総理が、今申し上げたこの行政改革推進法の中の四つの条文の項目を削除されたときに初めて安倍政権が教育を政権最大の課題であるということを私も認めて結構でございます。

以上です。

○委員長(狩野安君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山本香苗君が委員を辞任され、その補欠として山本保君が選任されました。

○蓮舫君 民主党・新緑風会の蓮舫です。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

総理は、美しい国づくり、そのためには人づくりだと、だから教育を再生したい、そして規範意識を重視したいと何度も言われてきております。現に今回の学校教育法改正案の中には、教育の目標として達成するものに、国を愛する態度と並んで規範意識が盛り込まれています。

まず、冒頭お伺いします。総理の言う規範意識とは何ででしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 規範意識とは、みんなで決めた規則あるいはマナーを守つていくこと

いうことであります。もちろん法律を守つていくこととは当たり前であります、この法律以前にやはり守るべき規則、あるいは、これはみんなで守つていかなければ社会が成り立つていかない、そういう決まりを守つていくという、そういう意識を私は規範意識と、このように申し上げて

います。

○蓮舫君 規範とは、辞書で引きますと、行動や判断の基準となる手本や模範です。失礼ながらお

伺いますが、規範意識をおっしゃつておられる安倍総理並びに安倍内閣を構成しておられる大臣

の皆様方には規範意識はあるんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 当然、規範意識は持っております。しかし、もちろん私も欠点の多い人間であります。自分は完全無欠であるという傲慢な態度をもつて人を批判しようとは思つておりませんし、そういう態度はむしろ子供たちに悪い影響を与えるのではないかと、こんなようにも思つてあります。

人は完全ではない、間違いもあります、欠点もあります。その中において、やはり社会を成り立てたししていくため、人それぞれがお互いに尊重して、尊重し合つて、そして人生を豊かに過ごしていくためにもルールをお互いに守つていくという努力をすることが必要だということは、我々は当然常に意識をしなければいけませんし、子供たちに教えていかなければいけない。我々自身が、また私自身も欠点の多い人間であります。が、しかし、子供たちに規範を説いていく、そういう責任から逃れることはできないのかと、このように思つておるところでございます。

○蓮舫君 いや、正に子供に規範意識と言つておれば大人が問われるべきところなんですが、あれは大人が問題を解決していく、そういう責任

から逃れることはできないのかと、このように思つておるところでございます。

○蓮舫君 いや、正に子供に規範意識と言つておれば大人が問題を解決していく、そういう責任から逃れることはできないのかと、このように思つておるところでございます。

昨年の安倍内閣が発足してから起きた幾つかの事柄をここにまとめておきました。(資料提示)私は、こうした中でも一番子供たちに見せたくない、あつてはならないと思えるのが政治とお金の関係だと思つております。

総理、私、何度も考へても分からんのですが、松岡農林水産大臣、還元水の件は調べて答弁する

と約束をしたものが、約束にのつとらないで、法律のつとつて処理していると言うだけで説明はしない。しかも、税金で払つていただいている議員会館の光熱水費は本来法律にのつとたらゼロ円です。ゼロ円のはずが、五年間で二千八百万円

計上している。これはおかしくないんでしょか。

先ほど総理はおっしゃいました、規範意識とは法律以前に守るべきものだと。私は松岡大臣は規

範意識を守つていないと思ひますが、どうなんですか。

しょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この政治資金の規正法、事務所費も含めてですね、政治資金規正法のこの成り立ち、在り方というのは、これは政治資金、言わば政治活動の透明性を高めていく、これは政治資金の集め方もそうですが、使い方においてもこれは透明性を高めていかなければいけない。しかし、政治活動においてはその政治活動の自由を保障していかなければいけないと、そういう考え方も当然あるわけございます。

そういう中において、この政治活動の自由、そして、それと同時に、政治の場として、政治に携わる者として透明性を高めていくことによって国民に対して責任を果たしていく、そういう中においてでき上がってきたのがこの政治資金規正法であります。

そして、その政治資金規正法の求めるところによつて松岡大臣は適切にこれは処理をしていると、このように国会で述べているとおりであります。私もそのように報告を受けているところでございます。

○蓮舫君 以前の小泉総理は答弁がとても短くて逆に分かりにくかった。安倍総理は答弁が長くて何をおっしゃりたいのか分からぬ。是非、分かりやすく端的に答えていただきたい。

今総理がおっしゃいました、政治とお金の関係は透明にすることがいいことだ、その思いは一緒にあります。私どもは、政治活動に使ったお金一千万円以上すべてに領収書を付けてなるべく透明度を高めようという独自案を出しておりますが、政府は法改正はしないでいいという方向なんでしょうか。まだ独自案を出しておられませんが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま御質問をいただきました。しかし、政治資金規正法というのは政治活動そのものにかかることがありますから、言わば政府としてそれは私たちが縛るということではなくて、正に議員の立法によって、議員が各会派で議

論をした上において自ら手を縛る、これが私は正に政治の基本ではないか、このように思うわけであります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) なることもあるわけありますから、ですから政府ではなくて議員が立法として、議員立法としてそれを行うということではないかと、このように思うわけであります。

自民党、また与党において、案をおもむねまとまつたという報告を受けているところでございます。

○蓮舫君 民主党は既に法案を提出しております。自民党からまだ出ていないというのは、じや議員の意識の違いということを総理は今理解しているのかなと思いましたが、私は、いずれにせよこういう姿勢というの子供にちゃんと見せていくべきものだと思つてゐるんですね。

規範意識ということであれば、是非今日は総理に聞かしていただきたいのは、年金問題について聞かしていただきたいと思います。

政府は、保険料を納めれば年金をしっかりと払つていくと約束をしている。約束を守るということは規範でございます。ところが、保険料が納められた年金記録はあるんですが、それがだれの

ものが分からぬ持ち主不明の年金記録が何と五千万件ある。結婚して名前が変わつた、仕事を幾つか変えた、引っ越しをした、そのたびごとに市町村や社会保険事務所にきつちりと報告をして年金保険料を納めたにもかかわらず、社会保険庁のミス、入力ミスやすさんな管理でそれが一体だれのものが分からなくなつてゐるのが五千万件。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) として誇れる仕事ぶりなんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいま御質問をございました件は、これは正に年金の中の中身の話でございまして、厚生労働委員会で深い議論をやつていただきたいと、このように思いますが、今御質問がございましたからお答えをさしていただきたいと思います。この委員会においては教育

ましたからこのように申させていただいたわけであります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御指摘の五千万件の記録につきましては、基礎年金番号に統合されていない記録のことになります。基礎年金番号導入前にお亡くなりになつた方など統合する必要のない記録や、今後年金裁定までの間に記録確認が行われ統合していく記録が含まれています。五十八歳の段階でこれは通知をいたしますので、その段階で自分の今の年金の状況はどうだということが、言わば社会保険庁から通知が行きますから、そこで社会保険庁に問い合わせなどしながら統合していくものも多数あるわけでございます。これはそういう仕組みになつてゐるんですからそなです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そして、社会保険庁では、昨年来、年金記録相談の特別強化体制を取つていています。年金記録の確認を幅広く国民の皆様に呼び掛けています。まずはこの中で、一つ一つ確認の申出に対して丁寧に対応していく必要があるわけであります。さらには、本年六月からすべての年金受給者の方に送付する年金振り込み通知書において記録確認の呼び掛けを行うと、このように報告を受けています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今後とも、国民の不安が解消されるように有効な方法を工夫をしながら、厚生労働省において更にしっかりと対応させていかなければならぬと、このように考えております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御高齢者が老後の生活の最大限頼つている年金を、社会保険庁のミスで本来もらえる額よりも少なくもらえる、あるいは、支給要件を満たしていないといつて本来満たしてあるものを切つてしまつてはいる実例が出ているんです。国が約束したもののもを守らないで、でも一方で子供には規範意識を教えていく、その矛盾があるからあえて質問させていただいているんです。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そして、いや、五千万、五千万人はすべてだと言つてはいますから、○内閣総理大臣(安倍晋三君) 既にもらつていてる人いますよ。既にもらつている人がいるんですよ。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そして、いや、五千万、五千万人はすべてだと言つてはいますから、○内閣総理大臣(安倍晋三君) 五千万つて言つてます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 五千万つて言つてます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 五千万件というのを、やらつてゐる人も、また、まだ裁定前の人は、

八十歳までの方の記録なんです。これをしつかり整理すれば今もらつてある年金がもつと増えるか

上げられませんと言われている方が年金をもらえるかもしれない、この可能性があると柳澤厚生労働大臣は委員会で答弁しました。じゃ、可能性があるんだつたら、総理が今言うように皆さんに幅広く呼び掛けるんではなくて、社会保険庁が、あるいは国家がきつちりと責任を持つて調査をして足りない部分はしつかりお渡しをする、その役割があるんじやないですかと私は伺つてゐるんで

あります。柳澤厚生労働大臣は調査をしないと言います。総理も、調査はしないで、これは年金受給者が自分で調べてくださいとおっしゃるんでしょうか。○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいまおつしやつた問題について、五千万件というのは、これは既に受給されている方々ではなくてすべてですか、これは先ほど申し上げましたように、これから年金が裁定される中において通知が行きますから、そこで、通知が行きますから、そこで統合するわけであります。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 既にもらつていてる人いますよ。既にもらつている人がいるんですよ。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そして、いや、五千万、五千万人はすべてだと言つてはいますから、○内閣総理大臣(安倍晋三君) 五千万つて言つてます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 五千万つて言つてます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 五千万件というのを、やらつてゐる人も、また、まだ裁定前の人は、



きつちりと各家庭にしてもらいたいんだとするのは私は非常に危険な方向だと思うんですね。それはそれぞれの家庭がやるべきものであって、政治家として考えなければいけないのは、こういう提言が出てきたときに、なぜじや母乳で育てられたいのか、なぜテレビを見せてしまうのか、なぜ映画を見せられないんだろうか、なぜできないんだらうかという、その、何というんでしようか、ハードルとなつてゐるものどうやって取り除くかというのが私は政治だと思つております。

は低下をしているんではなくて、教えたいとする  
気持ちはあるんでしょうが、随分と環境が変わつ  
てきたんだと思います。恐らく總理が小さいころ  
には、大多数のお母さんが專業主婦で、おじい  
ちゃん、おばあちゃんと一緒に一世帯同居をする家庭も  
珍しくなかつた。複数の大人が子供を見てあげま  
したよ。いろんな伝統をそこで継承していくこと  
ができたんでしよう。でも、今時代は変わつて、  
專業主婦より兼業主婦の方が多くて、それで共働き  
きの家庭が増えて、地方よりも仕事のある都會に  
出てきて、そしてそこで子供を産んで、そして育  
てている。極めて孤立した育児というものが随分増

我々民主党といたしましては、まず教育予算を対GDP比のOECD平均であります五・二%までに引き上げて、そして教員の質を上げ、そして数を増やしていく、そうしたこと抜本的に、正に税金を投入し法律を作つてやっていくという、教育現場に優秀な人材ということを目指して頑張つてまいりたいというふうに思つております。

おられます警察官の方に対する総理からの感謝と、まだできれば激励のお言葉をいただけないかと思いまして、この二点をお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 銃器犯罪は平穏な市民生活を脅かすものであります。不法な銃の所持、使用は、断じてこれは撲滅をしていかなければならぬ、このように考えております。

愛知県長久手町で発生をいたしました立てこもり事件など、昨今の凶悪な銃器使用事件の発生を踏まえて、今まで次のような検討を進めなければならないと認識をしております。関係省庁から成

総理は、衆議院の教育再生特別委員会の答弁で、そもそも家庭における教育力が低下をしているのも事実でありますと言いました。これは何をもって確信しているんでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） まずは、これは文科省の調査かもしませんが、世論調査の結果、七割の方々が家庭における教育力が低下をしていると、こういう認識を示しておられるわけでござります。

そして、この六十年、言わば核家族化が進んでいます時間も減少してきてはいる、そして両親が子供と過ごす時間であります。そこで、こう言われています。言わば、おじいちゃん、おばあちゃんがいる中において、こんなように教わった、こんなようにしかられたということがあつたのではないかなと、こう思うわけであります。それは、それそれ経験によつて多少もちろん個人差があるのは事実であります。が、大体、蓮舫さんはこの言葉はお嫌いかもしませんが、大体おおむねそうではないかと、こう思うところでございますが、その中ににおいて、やはり言わば大家族の時代と、核家族化していく中で、また更に子供と向き合う時間が少なくなつてきてる時間の中では、言わば教育力として、これは低下をしてきている、これは一般にみんなそのように感じてているというのは、そうだなとも私も思つてて、そこをございます。

合える時間をつくるためのワーク・ライフ・バランスの法整備だと思うんですね。親学とか、あるいは教育基本法で変えたからといって、規範意識を法律に盛り込めば子供たちが育っていくんだと思う。そういう精神論では私はないと思うんです。  
○鈴木寛君 お答えを申し上げます。  
我々民主党は、正に税金あるいは予算、法律、これが教育で変えなければいけないということを、一言だけアピールをいただけますでしょうか。  
○最後に、短い時間で民主党にお伺いをいたしますが、政府案と違つて、具体的に民主党案ではこれが教育で変えなければならないということを、うふうに思つております。  
先ほど来議論がございましたように、政府・与党は、国立大学、公立学校の教員の純減を定めた改革推進法を堅持して、そしてOEC諸国の中で一番低い水準にある教育、この抜本的改善も行わないことを前提にいろいろな議論を積み上げております。

本当に残念でなりません。心より御冥福をお祈りしたいと思っております。また、負傷された警官の方にも早く、いつときも早く元気になつていただきたいと思つております。

そこで、残念ながら、非常に安心、安全な国であると、こう言われてきた日本でありますけれど

も、今回、選挙中の長崎市長の事件、また東京の町田市の事件、そして今回のこの長久手町の発砲事件と、こういうことが繰り返されているわけであります。が、総理にお伺いしたいと思います。

大変皆さん心配されておられます。アメリカのような国になつてはならないと思っているわけでございます、こういう点におきましては。今後の日本のこの銃の規制といいますか、それについてどのような方針をお持ちなのか、安心できるアピールをお願いしたいということ。

それから、一緒にお聞きします。もう一つだけ。今回、非常に若い、すばらしい青年の警察官が亡くなられてしまいました。是非、この方の御遺族、御親族、そして今もまだ第一線で頑張つて

警察に置かれた精銳部隊であります。防弾装備も含め必要な資機材を整備をしていると、このように承知をしております。しかしながら、本件について、将来のある若い隊員が殉職する結果となつたことは断腸の思いでございます。また、まだ小さなお子様を抱えておられる奥様の気持ちを察しますと、これは言葉もないわけでござります。今後こうしたことが起こらないよう万全を期していかなければならぬと、このように思います。

今後、警察当局において詳細な検証を行つた上で、装備資機材も含め、反省、教訓事項を抽出をし、必要な措置を講じるべきものと、このように考へておるところでございます。

○山本保君 決してこういうことがもう二度と起らぬようにしなければならないと思います。そうでなければ、あの亡くなられた警察官のこの尊い犠牲が無になつてしまふ。決して、このことを起こさないということを是非今後も徹底していただきたいということを私からも申し上げます。

それで、では本論の教育改革について、この四

我々民主党といたしましては、まず教育予算を対GDP比のOECD平均であります五・二%までに引き上げて、そして教員の質を上げ、そして数を増やしていく、そうしたことを抜本的に、正に税金を投入し法律を作つてやっていくという、教育現場に優秀な人材ということを目指して頑張つてまいりたいというふうに思つております。以上でござります。

○蓮舫君 終わります。ありがとうございます。  
○山本保君 公明党の山本保でございます。  
貴重な時間で、短い時間でございますが、最初に、この教育法に入ります前に一つ總理にお尋ねをしたいと思つております。といいますのは、私の地元で先週発生いたしました、長久手町で发生了立てこもり発砲事件に関連してでございました。  
私も、昨日、亡くなりました林一歩警部のそ

警察に置かれた精銳部隊であります。防弾装備も含め必要な資機材を整備をしていると、このように承知をしております。しかしながら、本件について、将来のある若い隊員が殉職する結果となつたことは断腸の思いでございます。また、まだ小さなお子様を抱えておられる奥様の気持ちを察しますと、これは言葉もないわけでござります。今後こうしたことが起こらないよう万全を期していかなければならぬと、このように思います。

今後、警察当局において詳細な検証を行つた上で、装備資機材も含め、反省、教訓事項を抽出をし、必要な措置を講じるべきものと、このように考へておるところでございます。

○山本保君 決してこういうことがもう二度と起らぬようにしなければならないと思ひます。そうでなければ、あの亡くなられた警察官のこの尊い犠牲が無になつてしまふ。決して、このことを起こさないということを是非今後も徹底していただきたいということを私からも申し上げます。

それで、では本論の教育改革について、この四

おられます警察官の方に対する総理からの感謝と、まだできれば激励のお言葉をいただけないかと思いまして、この二点をお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 銃器犯罪は平穏な市民生活を脅かすものであります。不法な銃の所持、使用は、断じてこれは撲滅をしていかなければならない、このように考えております。

愛知県長久手町で発生をいたしました立てもり事件など、昨今の凶悪な銃器使用事件の発生を踏まえて、今まで次のような検討を進めなければならぬと認識をしております。関係省庁から成るプロジェクトチームを立ち上げまして、銃器譲定書締結のための国内担保法整備、そして銃刀法の罰則強化など法令等の見直し、水際対策の一層の強化、そして学校教育の場において講じ得る教育施策等について検討を進めているところでござります。

今回、特殊部隊S A Tはテロ等に対応するため警察に置かれた精銳部隊であります。防弾装備も含め必要な資機材を整備をしていると、このように承知しております。しかしながら、本件について、将来のある若い隊員が殉職する結果となつたことは断腸の思いでございます。また、まだ小さなお子様を抱えておられる奥様の気持ちを察しますと、これは言葉もないわけでござります。今後こうしたことが起こらないよう万全を期していかなければならぬと、このように思います。

今後、警察当局において詳細な検証を行った上で、装備資機材も含め、反省、教訓事項を抽出をし、必要な措置を講じるべきものと、このように考へておられるところでござります。

○山本保君 決してこういうことがもう一度起きこらないようにしなければならないと思います。そうでなければ、あの亡くなられた警察官のこの尊い犠牲が無になってしまいます。決して、このことを起さないということを是非今後も徹底していただきたいということを私からも申し上げます。

それで、では本論の教育改革について、この四

法についてお伺いいたしますが、最初に法律ではなくて全体で予算のことを、まあ先のことと言るのはちょっとどうかと思いますが、二十年度の予

算編成において、やはり総理、教育改革、教育再生ということを一番重要視されておられるわけでありますから、是非、これは我々与党これから考えていくわけですけれども、小中学校、義務教育だけではなく、幼稚教育、そして大学等の高等教育、そ

してそれだけではなく、実は最近特にやはり重要なことは大変心強いお言葉でございました。是非これは内閣としてしっかりと進めていくべきと思われておりますのは、町の商店街などで子供たちがそこへ買物に行ったりする、そういうときに非常に重要なその人間関係の中で、人様の子供にもいろいろ注意をしたり教えたりする、これは正に職業観を育てましたり、また社会観を育てていくと大変貴重な、いわゆる地域の教育力というのもございます。

学校教育だけではないわけではありますけれども、このすべてにわたりまして、教育全般について、教育予算全体を増額していくということについて、総理から決意を伺いたいと思うのでございますが、いかがでございましょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) ただいまの御質問にお答えをする前に、先ほどの殉職されました林一歩警部についてであります。この林一歩警部の尊い職務行為に対しまして可能な限り報いていただきたいと考えております。賞じゅつ金の付与や叙勲の贈呈も行つてしまいりたいと、こう考へておられるところでございます。

教育再生についてでございますが、教育再生は我が内閣のこれは最重要課題でございます。内閣を挙げてこの教育再生に取り組んでいきたいと思います。社会総掛かりで教育の再生を進めていくことが重要ではないかと、こう考へておられるところでございます。

来年度の教育予算につきましては、教育再生会議及び経済財政諮問会議等における議論を踏まえながら効率化を徹底をし、そして義務教育だけで

はなくて幼稚教育、大学教育、さらには地域における教育等についても真に必要な予算について財源を確保していかなければならないと、このようになります。

○山本保君 それは大変心強いお言葉でございました。是非これは内閣としてしっかりと進めていくべきと思われておりますのは、町の商店街などで子供たちがそこへ買物に行ったりする、そういうときに非常に重要なその人間関係の中で、人様の子供にもいろいろ注意をしたり教えたりする、これは正に職業観を育てましたり、また社会観を育てていくと大変貴重な、いわゆる地域の教育力というのもございます。

次に、今日、実は先ほどもお話をがありましたが、私も公明党を代表いたしまして、教職員についての、教員だけではございませんが、やはりこれまでの大変大事な課題であります先生方の、優秀な、また力のある先生を増やしていくということは重要だと思つております。公明党としても、ここで言わば定数増というようなことをするべきではありませんか。

ただ、私は、先ほどの議論について言いますと、すべての教員が六年制の大学院を出てからといたのは、ちょっとこれはどうかなと思います。今でも諸学校など四年制の大学、いわゆる師範型などという言葉がありますように、ほとんど先輩、後輩で成つていると。正に単一型の教員といふような形というのは余りよろしくない。先ほど総理も言われましたけれども、いろんな人材が入つてくる必要がございます。当然、大学院、また博士なども入つていただく、これは当然なことだと思つております。

○山本保君 是非このように、単に数字上の教員の数だけを増やすというような議論ではなくて、教育構造の中で様々な専門家が子供の教育に携われるような、そのような形での、今後予算などにもそれも生かしていきたいなと思っておりますので、是非総理も検討していただきたいと思いま

す。

先ほど、最初に警察官の話をいたしました。今、行政改革進んでおりますけれども、正に警察官に関しましては、残念ながらこの日本の今の安心、安全が損なわれつつあるということで毎年増員をすること、これは与党として進めているわけであります。これももちろん重要であります。しかし、考えてみると、教育ということは

ちゃんとおられます。日本では事務というのは非常に軽視されておるようでありまして、俗に良くない言葉で事務屋さんなどというふうに言いますと何か専門性はないというような形であります。教育に関して申しますと、それは実際、子供といろんな対応をする先生方の仕事、その教育情報をきちんと整理し又は整理して、そして次に使つてい

く、これが重要ではないかと、こう考へておられるところでござります。

私はもう一つ、いわゆる教育事務職という方たちはもうおられます。日本では事務というのは非常に軽視されておるようでありまして、俗に良くない

言葉で事務屋さんなどというふうに言いますと何か専門性はないというような形であります。教育に関して申しますと、それは実際、子供といろんな対応をする先生方の仕事、その教育情報をき

れども、こういう方も含めて、目に見える措置を

いうふうに思つております。

次の質問に移ります。

教育公務員特例法の中では、教員の質でございま

すけれども、指導が不適切な教員という方が一部を確保していくか、これは我々にとても重要な課題でございます。ただいま委員が御指摘になつたようなそういう工夫も我々いろいろと検討をしていかなければならぬ、このように思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) いかに教育の人材を確保していくか、これは我々にとても重要な課題でございます。ただいま委員が御指摘になつたようなそういう工夫も我々いろいろと検討をしていかなければならぬ、このように思います。

次に、今日は先ほどもお話をありましたが、私が、私も公明党を代表いたしまして、教職員については、教員だけではございませんが、やはりこれまでの大変大事な課題であります先生方の、優秀な、また力のある先生を増やしていくこと

は重要だと思つております。公明党としても、ここで言わば定数増というようなことをするべきではないかということについてお聞きしたいと思つております。総理です。

ただ、私は、先ほどの議論について言いますと、すべての教員が六年制の大学院を出てからといたのは、ちょっとこれはどうかなと思います。今でも諸学校など四年制の大学、いわゆる師範型組織力の充実、学校の事務量の軽減、また事務体制の強化などの取組を進めていく必要があるといふふうに考えております。

また、教育再生を実りあるものとするためには、教職員の配置の在り方、めり張りを付けた教員給与体系などについて検討をしていくとともに、事務処理等の外部委託を進めていく、あるいはまた、ボランティアの活用等を考えながら教育力を増していくことも重要であると、このように考えております。

○山本保君 是非このように、単に数字上の教員の数だけを増やすというような議論ではなくて、教育構造の中で様々な専門家が子供の教育に携われるような、そのような形での、今後予算などにもそれも生かしていきたいなと思っておりますので、是非総理も検討していただきたいと思いま

す。

先ほど、最初に警察官の話をいたしました。今、行政改革進んでおりますけれども、正に警察官に関しましては、残念ながらこの日本の今の安心、安全が損なわれつつあるということで毎年増員をすること、これは与党として進めている

わけであります。これももちろん重要であります。しかし、考えてみると、教育ということは

ちゃんと整理して、そして次に使ついていく、こういう仕事でありますので、これについても何とか教育に關してはお金を出していきたいと、こう

か教育に關してはお金を出していますけれども、その形

はありますけれども、一応、私ども、まずその指導力を勉強していただいて改善していただこうとすることを、そのための研修を行おうというよう

な案にしたわけでございます。

それで、ただ、そうなりますと、一つ心配しておりますのは運用面でございます。正に、この教員の任命権、県の、いわゆる都道府県教育委員会でございます。市の教育委員会、また校長さんからいろいろな意見も当然参ります。しかし、どの方が恣意的に認定をされるということにもなってしまいます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) その基準なり、またそのためのシステムなり設けないと必要があるかと思いますけれども、総理、この辺はいかがでござりますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 大変重要な点を御指摘をいたしましたと思つております。

今回の教育公務員特例法の改正案におきましては、指導が不適切な教員を任命権者が認定するに当たっては、教育学、医学、心理学等の専門家や保護者の意見を聽かなければならないことといたして

います。また、事実の確認の方法や手続については教育委員会規則で定めることとしていますが、国としても、指導が不適切な教員の認定が公正かつ適正に行われるようガイドラインを示してまいりたいと考えております。

○山本保君 このガイドライン、またそのための特別の専門性の高い委員会をつくりますとか、何かその辺について分かりやすい、こうすべきとい

うよりは正に助言だと思いますけれども、その形

の運用をしつかり取つていただきたいと思つております。こういうことがもし一回でも起こりますと、全体に響いてくる問題であります。

これは、与党でこの法案をまとめますときの一つ大きな課題でありました私学の自主性についてであります。今回のいわゆる地教行法の改正につきまして、都道府県知事が私立学校に関して事務を管理する、及び執行すると、これまでもあつたわけでございますが、必要なときには県の教育委員会に関して助言又は援助を求めることができる」と、こういうことが定められました。

ただ、この辺につきまして、やはり私立大学、また私立学校といいますのは、正に建学の精神、宗教的な理念でありますとか哲学的な背景でありますとか、様々の正にすばらしい人間の英知を基にして今まで運用されてきたのが私立の学校でございます。

これについては、国は基本的にその自主性を侵害してはならないと、こういうことはもう当然言うまでもないわけでありますけれども、今回のこの条文がそういう点でしつかり行われるために、まず、例えば知事さんが言うにましても、知事さんが特に教育についての権威があるという方ばかりではありませんし、まず私立学校側の意見をよく聴いたり、又は私立学校の自主性というものを十分尊重するような方法を取らなければならぬと思っております。

この辺についてはいろいろこれまでも議論されているところでありますけれども、大臣、ここについてお話をいただきたいと思います。

○國務大臣(伊吹文明君) それでは、私から確認的に御答弁を申し上げます。

議院内閣制の下でこの法案を出すときに、与党協議の中で公明党から今先生が御指摘になつた危惧がいろいろ表明されたのは今おつしやつたとおりでございます。

まず、私立学校といえどもこれは公教育の一端

託を受けた国会が定めた法律は、これはもう守つていただくというのはもう大前提という当然の前提の中で、今先生がおっしゃった地教行法の二十七条の一の運用に当たっては、やはり御指摘のように建学の精神というものはあるわけですから、これを尊重するのはそれはもう当然のこととございまして、知事が私立学校と協議をするとともに、助言を求められた教育委員会の方も私学の自主性を尊重するなど適切な配慮をしていくということは、もうこれは当然のことだと思っておりますし、この法案が国会でお認めをいただいた後は、そのような方向のことを知事部局の方にも御連絡を申し上げたいと思つております。

○山本保君　この辺は大変重要なところであります。今、今後この法律ができ上がってからといふことがございましたので、よくまた与党とも協議をしていただいと。よろしいでしようね。そういう形で、きちんとこの私学の自主性については十分な配慮をしていただきたいことをお願いしておきます。

次に、ちょっと細かな話になりますけれども、池坊副大臣にお尋ねをしようと思います。

今日もお話をございましたように、今、学校、子供たちをめぐつて様々な問題が起つております。そして、今回の学校教育法の改正を見ますと、この中に、これは教育基本法の改正の中で実はもう決めたことありますけれども、教育の第一義的責任は親にあると、そしてまた学校は地域や家庭と連携をしなければならないと、こういう二つの教育基本法の条文が入りまして、これを基にしまして、今度学校教育法の中に、幼稚園から始まる学校、各学校は地域又は保護者や地域との教員といふものは、当時の教育に対する余り熱談を受けたり、また連携を深めていくということが出てくるわけであります。

そうなりますと、例えば今までの教員といふか学校というのは、そういうものとは言うならば切り離されていたわけであります。明治以来、学校の教員といふものは、当時の教育に対する余り熱

を抱つてゐるわけでありますから、主権者から負託を受けた国会が定めた法律は、これはもう守つていただきたいというのはもう大前提という当然の前提の中で、今先生がおっしゃつた地教行法の二十七条の一の運用に当たつては、やはり御指摘のように建学の精神というものはあるわけですから、これを尊重するのはそれはもう当然のことですございまして、この間も、知事が私立学校と協議をするとともに、助言を求められた教育委員会の方も私学の自主性を尊重するなど適切な配慮をしていくといふことは、もうこれは当然のことだと思っておりますし、この法案が国会でお認めをいただいた後は、そのような方向のことを知事部局の方にも御連絡を申し上げたいと思つております。

○山本保君 この辺は大変重要なところであります。今、今後この法律ができ上がってからといふことがございましたので、よくまた与党とも協議をしていただきと。よろしいでしようね。そういう形で、きちんとこの私学の自主性については十分な配慮をしていただきたいということをお願いしておきます。

次に、ちょっと細かな話になりますけれども、

心でない社会という中でつくられてきた教育制度でありまして、地域や親の言うことを聞いておりますと子供の教育が遅れてしまふ、こういうことから正に聖域として学校をつくって守ってきたわけですが、しかし、今となってまいりますと、様々の専門家もおり、そして学校自体の意味も変わってきたということから、この意義付けが変わつてきました。

そして、今特に、よく私も相談を受けたりいたしますものは、例えばお父さんとお母さんが仲が悪くて夜遅くまでけんかが絶えなかつたとか、また、そのことで今日は朝御飯を食べてきてない子供さんであるとか、そういうようなことが学校の先生方にしてはよく分かるわけであります。今までの法律ですと、それはそれ、これはこれということでありまして、まあ力付けたり激励をすることはあつたとしても、それに対して学校の先生が何かを出るということは、法律的には、これはもう、もちろん人間にやつていただいて構わないと思いますが、法律的にはそういう根拠も権限も責任もなかつたわけであります、今回これが法律に、今回の法案ではそのことについての責任が出てくるわけであります。

ただ、そうなりますと、学校の先生はそういう勉強、いわゆるこれは社会福祉の方でいいますソーシャルケースワーカーという分野のものでござりますけれども、こういうことについて余り勉強されていないと。私も専門でやつてまいりましたが、これは福祉と教育の大きな違の一つなんですね。されども、福祉の方は、こういうケースワーカーといいまして、その悩んでいる方全体を改善していくこうという手法を取ります。教員の場合、教育の場合は、それとは切り離した形で、その子供の能力を伸ばそうと、ここに特徴があつたわけですね。しかし、これは美しいことはありますがない、今度初めてこれができるわけであります。

そうなりますと、どうなんでしょうか、今私が

心でない社会という中でつくられてきた教育制度でありまして、地域や親の言うことを聞いておりますと子供の教育が遅れてしまう、こういうことから正に聖域として学校をつくって守ってきたわけがありますが、しかし、今となつてまいりますと、様々の専門家もおり、そして学校自体の意味も変わってきたということから、この意義付けが変わつきました。

そして、今特に、よく私も相談を受けたりいたしますものは、例えばお父さんとお母さんが仲が悪くて夜遅くまでけんかが絶えなかつたとか、また、そのことで今日は朝御飯を食べてきてない子供さんであるとか、そういうようなことが学校の先生方にしてはよく分かるわけであります。今までの法律ですると、それはそれ、これはこれということでありまして、まあ力付けたり激励をすることはあつたとしても、それに対して学校の先生が何かを出るということは、法律的には、これはもう、もちろん人間的にやつていただきて構わないと思いますが、法律的にはそういう根拠も権限も責任もなかつたわけであります、今回これが法律に、今回の法案ではそのことについての責任が

具体的に申し上げましたような問題、これに対する先生がいうのもこれは大変でござりますから、例えば学校若しくはその地域ごとにスクールソーシャルワーカーというような方を置いて、そしてこの専門家とよく連携を取りながらその地域又はその家庭への支援をしていく、そのときに教員がキーパーソンとして子供の側に立つて仕事をしていくなど、こういうことが必要ではないかと思うんです。既に大阪とか香川などではこういうスクールソーシャルワーカーを配置しているとも聞いております。

今後、教育現場にこのスクールソーシャルワーカーを配置することについて池坊副大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

○副大臣(池坊保子君) 山本保委員がおっしゃいましたように、いじめや不登校、様々な問題を抱えています子供の問題解決には、縦横の関係ではなくて、たくさんの斜めの関係が必要かと思います。その一つにスクールソーシャルワーカーがあるのではないかと思います。特に教育と福祉は連携を密にしなければならないと思います。

今おっしゃいますように、国としては、小学校においては子供と親の心の相談員、中学校においてはスクールカウンセラー、そして今おっしゃるスクールソーシャルワーカーは、国としていたしておりますけれども、大阪などは平成十七年から本当によくやつていただいておりますし、茨城、香川、兵庫、そして滋賀も今やつております。ですから、十二億二千万のこれは問題を抱える子供を支援する予算を取つておりますので、この中において是非進めたいというふうに思つております。

アメリカなどは公立学校においてこの制度を取つておりますところも多うござりますし、また、州によつてはこの認定の許可を出したりいたしておりますので、私どももそのようないろんな創意工夫をいたしまして、多くのスクールソーシャルワーカー、特に福祉専門の方々に入つていただきながら子供たちの支援に力を注いでまいります。

たいと思っております。

○山本保君 ありがとうございます。

先ほどから私個人の意見かもしませんが、学校というのは、そういういろんな様々の子供に関する教育に関しての専門家の集まるセンターであると、こういうふうにつくっていくことが必要だと思っておりまして、教員の資格等だけを注目をして持っていくという方法はどうだらうかなということを重ねて申し上げたいと思っております。

総理、一つ、質問にはなかつたんですが、私の同僚といいますか同級生で校長先生などもおられます。今回、再生会議とか様々の中でちょっと危惧をされておりますのは、教育現場を本当に御存じの委員がちょっと少ないのではないかとうようなことも言われているのです。これはもちろん多い少ないの問題ですかはつきりとは言えないと思いますけれども、是非そういう声のないような、是非、教員また実際の現場の先生方の声をしつかり聞いて、これから、この法律とはちょっと違いますけれども、中身をつくっていくと、教育再生を進めていくということについて、是非総理の決意をお聞きしたいと思いますが。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 私も、委員と同じように、大変現場の声は極めて重要であろうと思います。現場の声なしには空理空論になってしまふと、このように思うわけであります。

教育再生会議の中にも、現場を経験をしてこられた方々、また実際今も現場におられる先生方が入っています。当然、その現場を知つておられる先生方の意見というのは、委員の、各、他の委員からは尊重されるわけありますし、議論の中でもうした現場を知つておられる先生方の意見が取り上げられていくわけでございますし、また第一次報告におきましても、また第一次報告におきましても、また第一次報告におきましても、そうした現場の声をしつかりと受け取ることを行つていくことになると、このように思います。

○委員長(狩野安君) 時間です。

○山本保君 ありがとうございました。終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

今日はテレビをごらんの皆さんも共通の思いだと思います。政治がこの思いにどうこたえるかというのが問われておりますし、そのために今政府が一番やならぬちやいけないことは、教育にしっかりとお金を掛けて、そして国民のこの願いにこたえる条件を整えることだと思います。

しかし、私は、今朝ちょっと新聞を見て、心配になつたんですが、こういう記事が出ておりました。公立小中学校の統廃合加速をという記事でありまして、財務大臣の諮問機関の財政制度等審議会が六月の初めにまとめる報告書の中で、小中学校の、公立小中学校の統廃合が経費削減効果があるということを強調をして、これを加速をするということを打ち出すと、こういう記事なんですね。

そこで、文部科学大臣にお聞きするんですが、文部科学省は、小中学校の統廃合は経費節減のために必要だと、こういうお考案でしようか。

○国務大臣(伊吹文明君) まず、教育的見地からいって、やはり子供はある程度集まつて、そしてお互に多様な子供たちの集団の中で育つていくというのが一番いいと、これはまず大前提だと思います。

それから、先生も私も同じ京都出身ですが、京都都市内などでは、昔は、人口が非常に多いときは百メートル間隔で小学校がございますよ。そういう小学校はやはり統合して、そこで余った国民負担を有意義に使えるということは、私はあつて当然構わないと思います。ただ、通学に全く無理な状況の小学校を統合する、財源の理由だけで統合するということはあつてはならないんで、こういふことの判断はやっぱり一面的にはできませんでもあると、このように思つんですね。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この予算の比較につきましては、いろいろな角度から見ていく必要がありますが、このように思つています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この予算の比較につきましては、いろいろな角度から見ていく必要がありますが、このように思つています。

我が国の学校教育費に対する公財政支出の対GDP比は三・五%であります。OECD平均は確かに五・二%と、このようになつていています。我が国のGDP比は、これは世界第一位の規模であります。GDPに対する一般政府の総支出の割合

も、また私はあつていいことだと思います。

○井上哲士君 これまで文部科学省は、あくまで

教育環境の整備が目的なんだということを言われておりました。今も、経費削減だけを理由にこれだと思います。政治がこの思いにどうこたえるかというのが問われておりますし、そのためには、今政

は良くないということだったと思うんですね。

私は、これ聞きますのは、どうも経費を削減をす

るということを優先をして教育の問題が考えられ

ているんじゃないかなと。実際、日本の教育の予算

が大変貧困だということは今日の議論でも様々出

されました。

私も表を作つてまいりましたが、(資料提示)

今日の議論にもなつておきましたわゆるOECD

D、世界の資本主義国三十か国が集まつてある

ということを強調をして、これを加速をすると

いうことを打ち出すと、こういう記事なんですね。

そこで、文部科学大臣にお聞きするんですが、

文部科学省は、小中学校の統廃合は経費節減のた

めに必要だと、こういうお考案でしようか。

○国務大臣(伊吹文明君) まず、教育的見地から

いって、やはり子供はある程度集まつて、そして

お互いに多様な子供たちの集団の中で育ついく

というものが一番いいと、これはまず大前提だと思います。

総理は、世界最高水準の教育を目指すと、こう

言われるわけです。しかし、こういう貧困な予算

のままで実現をできるとお考えなんだろうか。世

界一の教育を目指すと言うならば、予算もやはり

世界水準に引き上げるべきではないか。

去年、この問題での議論のときに、世界に比べ

遜色ないという答弁もあつたわけですが、内閣の

最重要課題だと位置付けた今日も同じお考えな

のか、お聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この予算の比較に

つきましたは、いろいろな角度から見ていく必要

もあると、このように思つんですね。

○OECDの調査によれば、二〇〇三年における

我が国の学校教育費に対する公財政支出の対GDP

比は三・五%であります。OECD平均は確

かに五・二%と、このようになつていています。我が

国のGDP比は、これは世界第一位の規模であり

ますが、GDPに対する一般政府の総支出の割合

は小さいわけでございます。そういう意味におき

ましては、我が国の政府の支出というのは、他の

国々と比べて、総支出はGDP比小さいということ

とでござります。

そしてまた、その中で、教育支出の占める割

合、この政府支出の中におきます教育支出の占め

る割合は英、仏、独並みであるということであり

まして、単純な比較は困難ではないかと、こう思

うところでござります。

いずれにいたしましても、今後、真に必要な教

育の予算については財源の確保のために努力をし

ていきたいと考えております。

○井上哲士君 単純な比較と言われましたけれども、現実を比較する必要があると思うんですね。

学力世界一と注目を集めていますフィンラン

D、日本の約倍ありますけれども、ここでは幼稚園から大学まで授業料は掛かりません。義務教育

は二十五人以下学級。これに比べて、日本は四十人学級。そして、学費が高くて高校や大学を泣く泣くやめなくちやいけないという、そういう子供たちもいるいるということなんですね。私は、この現実を見れば、とても今遜色がないという状況にはないと思います。

そして、真に必要なお金ということで言えば、今は、大変大事なのは少人数学級だと思います。勉強を丁寧に教えるという点でも、それから子供の悩みに細やかにこたえるという点でも大変重要な制度だと思いますが、文部科学大臣、お聞きしますが、ヨーロッパ等でこの小中学校の学級編制がどのようになつていてるでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 小学校で見ますと、平均的な学級規模は、イギリスは二十六人、それから、公立の中学校の平均の規模は、イギリスは二十二・五人、フランスは二十四人、ド

イツは二十四・七人、日本は三十三・七人という数字になつております。

○井上哲士君 私、学級編制の基準を聞いたんで

すが、今平均を答えられました。なかなか答えにくいからそういう答弁になつたのかも知れませんが、学級編制の基準でいきますと、アメリカ二四人から三十一人、イギリス三十人、イタリア二十五人、大体三十人以下ということになつておりますて、日本の基準は四十人なんです。大きく違うわけです。

しかし、今、日本でも地方自治体が努力をしておりまして、何とかこの欧米並みのこういう学級編制にしようということで独自の努力がされておりまして、既に東京を除く四十六の道府県にこれが広がっております。地方も国と同様に様々困難があるのに、なぜこういうふうに広がっているかといいますと、やはり非常に国民の要求が強い。そして、教育的効果があるわけですね。

これは、二〇〇五年にある民間教育団体と新聞社が行つた調査でありますと、これは保護者の声であります、教育制度に関する改革への賛成で一番多いのが一クラス当たりの子供の人数をもつと少なくすると、実に八・九%です。それから、実際にこの少人数学級を実施した学校に文部科学省が調査をしておりますが、総じて児童生徒の学力が向上した、それから授業でつまずく児童生徒が減つた、これ小学校では九八・七%と、こいつういうふうになつて、非常にやはり効果を發揮をしているわけですね。

そこで、総理にお聞きをいたしますが、保護者も教育関係者も、そして地方自治体もやはり圧倒的に支持をしているわけですから、こういう少人数学級への学級編制に国として踏み出すべきだと思ひますけども、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この学級編制の在り方については、学級編制の標準を全国一律に引き下げるという画一的な取組ではなくて、地域や学校の実情に合わせた柔軟な取組を可能にしながら、これまで進めてきた少人数教育を一層充実をしていくことが効果的ではないかと考えます。

今後とも、学級編制に係る国の標準は維持をしながら、その上で地方の取組が進むように努めて

いかなければならぬと考えております。

○井上哲士君 地方の取組進んでおりますけれども、結局一部の学年にとどまつていて、それは財政的背景がないからなんですね。そこをちゃんと国が私はフォローすべきだということを申し上げているんです。

中央教育審議会でも少人数学級については議論

をされてまいりまして、一昨年五月の議事録などを見ますと、これは国がやるべきであつて、自治体独自で雇う短期講師は費用に見合う効果が少ない、少人数学級は生活指導に効果がある、安上がりでやろうという考えはこの機会に改めるべきだ

と、こういうような議論もされておりまして、一人を除き全員が少人数学級賛成だと、こういうことになつております。そして、これを受けて文科省の調査協力会議も開かれまして、その年の報告書では、小学校低学年ではせめて三十五人学級をという提案もしております。

文科大臣に確認をいたしましたが、中教審でこういう議論があり、こうした報告書も出されていますと、先生が申し上げておきたいのは、地

るということを間違いないでしようか。

○國務大臣(伊吹文明君) 流れとしては、先生がおつしやつたことで間違いないと思います。

ただ一つ、先生、申し上げておきたいのは、地

方は人口が減り、児童がどんどん減つていくんですね。

そこで、総理にお聞きをいたしますが、保護者も教育関係者も、そして地方自治体もやはり圧倒的に支持をしているわけですから、こういう少人数学級への学級編制に国として踏み出すべきだと思ひますけども、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この学級編制の在

ん。財源があればもつとやりたいのに、国の財源の裏付けがないから一部にとどまつていると、こ

ういうことを申し上げているんですね。

今申し上げましたように、中教審などでもそういう議論が行われましたし、文部科学大臣が少人数学級必要だということを国会での答弁でも当時ありました。

ところが、この流れが変わるんですね。二〇〇

五年の六月に経済財政諮問会議に当時の文部科学大臣と中教審の会長が呼ばれまして、中教審会長は小一、小二は三十人学級にすべきだと、こういいう発言をしておるわけですが、参加者から

は様々これに対して賛成などから批判があり、そして続く財政制度等の審議会で、少人数学級編制を教育水準の向上と同視するという安易な発想は排すべきだと、こういうことが言われ、そして昨年の行革推進法で、この五年間で一万人もの削減ということが教員にまで枠が掛けられる、こういうことになつてしまつたわけです。

私は、総理、先ほど申し上げましたように、少人数学級についての効果は非常にはつきりしております。要望も非常に強いんですね。真に必要なところにお金ををと言うのであれば、私は真っ先にこ

こにするべきだと思います。

日本はOECDの中でも一番予算を使つていな

いわけでありまして、ここはやっぱり切り替える

と、そしてこういう声にこたえるということが必要だと思うんですね。保護者も教育関係者も中教

審もこういう声を上げたときに、結局、官邸の司

令塔と財務省がこれを止めたわけですから、これ

はもう総理の責任でこれを切り替えていくことが必要だと思います。

是非少人数学級の実現に踏み出すと、こういう決断を求めたいと思いますが、改めていかがで

しょう。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほどの答弁の中でも申し上げたんですが、GDP比でいえば政府の一般総支出との比率においては、総支出という

この支出全体を増やしていくためには、この歳入をこれは図つていかなければならない。それは言

わば財源になつていくわけであります、ですか

ら、この財源の手當で我々も責任ある立場とし

て常に念頭に置かなければならないというのは、

これは我々が言わば責任を背負つて以上課せ

られます。

その中において、いかに必要な人材を確保しながら、また、先生方が子供たちと向き合う時間を確保していくかということにおいて努力をしてま

りたいと思っております。

○委員長(狩野安君) 時間です、時間です。

○井上哲士君 時間ですでの終わりますが、やは

り国民も教育関係者も望む方向に背を向けるよう

では、そして子供や学校に命令だけ強めるとい

う方向では教育は良くならない。我々は、教育条件の整備のために全力を挙げると申し上げまして、質問を終わります。

○委員長(狩野安君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時五十分散会

四月二十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、二千七年十月に予定されている大阪大学と大阪外

大阪外国语大学の統合の凍結に関する請願

(第八一九号)

第八一九号 平成十九年四月十六日受理

二千七年十月に予定されている大阪大学と大阪外

国語大学の統合の凍結に関する請願

(第八一九号)

請願者 大阪府吹田市千里山西六ノ四ノ一

三ノ一〇四 山本知美 外五百十

この請願の趣旨は、第三三三二号と同じである。

紹介議員 広中和歌子君

八名

の日本は少ないわけでございます。ですから、





(学ぶ権利の保障)	報の提供並びに点検及び評価の円滑な実施を支
第二条 何人も、生涯にわたって、学問の自由と教育の目的の尊重の下に、健康で文化的な生活を営むための学びを十分に奨励され、支援され、及び保障され、その内容を選択し、及び決定する権利を有する。	第一条 地域における教育においては、地域住民の自発的取組が尊重され、多くの人々が、学校及び家庭との連携の下に、その担い手になることが期待され、そのことを奨励されるものとする。
(適切かつ最善な教育の機会及び環境の享受等)	(高等教育)
第三条 何人も、その発達段階及びそれぞれの状況に応じた、適切かつ最善な教育の機会及び環境を享受する権利を有する。	第二条 高等教育は、我が国の学術研究の分野において、その水準の向上及びその多様化を図ることともに、社会の各分野における創造性に富む担い手を育成することを旨として行われるものとする。
2 何人も、人種、性別、言語、宗教、信条、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。	第三条 第一項の教員については、その養成と研修の充実が図らなければならない。
国及び地方公共団体は、すべての幼児、児童及び生徒の発達段階及びそれぞれの状況に応じた、適切かつ最善な教育の機会及び環境の確保及び整備のための施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。	第四条 前項の教員は、その身分が尊重され、その待遇が適正に保障されなければならない。
4 国及び地方公共団体は、経済的理由によって修学困難な者に対する、十分な進学の方法を講じなければならない。	第五条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであり、その教員は、全体の奉仕者であつて、自己の崇高な使命を自覚し、その職責の十分な遂行に努めなければならない。
第四条 国及び地方公共団体は、すべての国民及び日本に居住する外国人に対する、意欲を持つて学校教育を受けられるよう、適切かつ最善な学校教育の機会及び環境の確保及び整備に努めなければならない。	第六条 幼児期にあるすべての子どもは、その発達段階及びそれぞれの状況に応じて、適切かつ最善な教育を受ける権利を有する。
2 学校教育は、我が国の歴史と伝統文化を踏まえつつ、国際社会の変動、科学と技術の進展その他社会経済情勢の変化に的確に対応するものでなければならない。	第七条 何人も、別に法律で定める期間の普通教育を受ける権利を有する。国民は、その保護する子どもに、当該普通教育を受けさせる義務を負う。
3 学校教育においては、学校の自主性及び自律性が十分に發揮されなければならない。	第八条 高等教育は、社会人の受入れの拡大、地域、産業、文化、社会等の活性化に資する人材の養成を目指す関係者との連携等を積極的に図るものとする。
4 法律に定める学校は、その行う教育活動に関する、幼児、児童、生徒及び学生の個人情報の保護に留意しつつ、必要な情報を本人及び保護者等の関係者に提供し、かつ、多角的な観点から点検及び評価に努めなければならない。	第九条 建学の自由は、別に法律で定めるところにより、教育の目的の尊重の下に、保障されるものとする。国及び地方公共団体は、これを最大限尊重し、あわせて、多様な教育の機会の確保及び整備の観点から、私立の学校への助成及び私立の学校に在籍する者への支援に努めなければならない。
5 国及び地方公共団体は、前項の学校が行う情	第十条 家庭における教育は、教育の原点であり、子どもの基本的な生活習慣、倫理観、自制的・主立の精神の体得を旨として行われるものとされる。
	第十二条 国及び地方公共団体が行う社会教育の充実は、図書館、博物館、公民館等の施設と機能の整備その他適切な方法によって、図られるものとする。
	第十三条 障がいを有する子どもは、その尊厳が確保され、共に学ぶ機会の確保に配慮されつゝ自立や社会参加が促進され、適切な生活を享受するため、特別の養護及び教育を受ける権利を有する。国及び地方公共団体は、障がい、発達状況、就学状況等、それぞれの子どもの状況に応じて、適切かつ最善な支援を講じなければならない。
	第十四条 何人も、学校教育と社会教育を通じて、勤労の尊さを学び、職業に対する素養と能力を修得するための職業教育を受ける権利を有する。国及び地方公共団体は、職業教育の振興に努めなければならない。
	第十五条 国政及び地方自治に参画する良識ある真の主権者としての自覚と態度を養うことは、教育上尊重されなければならない。
	第十六条 生の意義と死の意味を考察し、生命あるすべてのものを尊ぶ態度を養うこととは、教育

上尊重されなければならない。

2 宗教的な伝統や文化に関する基本的知識の修得及び宗教の意義の理解は、教育上重視されなければならない。

3 宗教的感性の涵養及び宗教に関する寛容の態度を養うことは、教育上尊重されなければならない。

4 国、地方公共団体及びそれらが設置する学校に対するための宗教教育その他の宗教的活動をしては、特定の宗教の信仰を奨励し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動をしてはならない。

(情報文化社会に関する教育)

第十七条 すべての児童及び生徒は、インターネット等を利用した仮想情報空間におけるコミュニケーションの可能性、限界及び問題について、的確に理解し、適切な人間関係を構築する態度と素養を修得するよう奨励されるものとする。

2 すべての児童及び生徒は、文化的な素養を醸成し、他者との対話、交流及び協働を促進する基礎となる国語力を身につけるための適切かつ最善な教育の機会を得られるよう配慮されるものとする。

(教育行政)

第十八条 教育行政は、民主的な運営を旨として行われなければならない。

2 地方公共団体が行う教育行政は、その施策に民意を反映させるものとし、その長が行わなければならぬ。

3 地方公共団体は、教育行政の向上に資するよう、教育行政に関する民主的な組織を整備するものとする。

4 地方公共団体が設置する学校は、保護者、地域住民、学校関係者、教育専門家等が参画する学校理事会を設置し、主体的かつ自律的な運営を行ふものとする。

(教育の振興に関する計画)

第十九条 政府は、国会の承認を得て、教育の振興に関する基本的な計画を定めるとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の計画には、我が国の国内総生産に対する教育に関する国財政支出の比率を指標として、教育に関する国予算の確保及び充実の目標が盛り込まれるものとする。

3 政府は、第一項の計画の実施状況に関し、毎年、国会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

4 地方公共団体は、その議会の承認を得て、その実情に応じ、地域の教育の振興に関する具体的な計画を定めるとともに、これを公表しなければならない。

5 前項の計画には、教育に関する当該地方公共団体の予算の確保及び充実の目標が盛り込まれるものとする。

6 地方公共団体の長は、第四項の計画の実施状況に関し、毎年、その議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(予算の確保)

第二十条 政府及び地方公共団体は、前条第一項又は第四項の計画の実施に必要な予算を安定的に確保しなければならない。

(法令の制定)

第二十一条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十八条第二項から第四項までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(教育基本法の廃止)

第一条 教育基本法(平成十八年法律第百二十号)は、廃止する。

(学校教育法の一部改正)

第三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第六条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条 第十七項中「教育基本法(平成十八年

号)」の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第一百十一条 義務教育の期間及び当該期間に係る学校教育に関する制度については、日本国教育基本法(平成十九年法律第 号)の施行後三年以内に、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(社会教育法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(平成十八年法律第百二十号)」「日本国教育基本法(平成十九年法律第 号)」に改める。

一 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)

第一条

二 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第一条

三 理科教育振興法(昭和二十八年法律第二百八十六号)第一条

四 高等学校の定期制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第一条

五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第二百五十七号)第一条

六 国立大学法人法(平成十五年法律第二百五十五号)第三十七条第一項

七 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第二百三十三号)第十六条

(放送大学学園法の一部改正)

第五条 放送大学学園法(平成十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し中「教育基本法」を「日本国教育基本法」に改め、同条中「教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)第十五条第二項」を「日本国教育基本法(平成十九年法律第二百八十九号)」に改める。

第六条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項に改める。

(改革の基本理念)

第一条 免許状の制度の改革は、教育職員が高度の専門性と豊かな人間性が求められる職業であることを踏まえ、その養成の段階において、教育職員としての使命感を涵養しつつ、その職務をつかさどるために必要な資質及び能力を確實に修得させるとともに、実務に就いた後においても、研究と修養の機会を十分に与え、その資質及び能力の一層の向上を図ることができるようにし、並びに教育職員の資格の付与等に関する国が果たすべき役割と責任を明確にすること等により、教育職員の資質及び能力を向上させるこことを基本原則として行われるものとする。

(改革の実施時期)

第三条 国は、前条の基本理念及び次条から第十条までに定める方針に従つて免許状の種類及び授与権者等に係る改革を行い、平成二十二年度末までに、当該改革後の免許状の制度による免許状の授与を開始するものとする。

法律第二百二十号)第十五条规定第二項」を「日本国教育基本法(平成十九年法律第 号)第十六条第四項」に改める。

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案

法律第二百二十号)第十五条规定第二項」を「日本国教育基本法(平成十九年法律第 号)第十六条第四項」に改める。

法律第二百二十号)第十五条规定第二項」を「日本国教育基本法(平成十九年法律第 号)第十六条第四項」に改める。

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案

法律第二百二十号)第十五条规定第二項」を「日本国教育基本法(平成十九年法律第 号)第十六条第四項」に改める。

法律第二百二十号)第十五条规定第二項」を「日本国教育基本法(平成十九年法律第 号)第十六条第四項」に改める。



<p>四 教育職員でその有する相当の免許状が旧制度の免許状であるものは、新制度の免許状の授与を受けるように努めなければならないものとするとともに、その者を任命し、又は雇用する者は、その者が新制度の免許状の授与を受けることができる機会を与えるように努めなければならないものとすること。      (十一年ごとの講習の実施及びこれを修了しなかつた者の免許状の失効等)</p> <p>第十一条 普通免許状(専門免許状を除く。)及び特別免許状については、次に掲げる方針に基づき、定期的に教育職員として必要な資質及び能力の向上を図るための制度を設けるものとする。</p> <p>一 免許状は、原則として、十一年ごとに、当該免許状を有する教育職員として特に必要とする知識及び技能に関する講習、模擬授業を中心とする演習等からなるおおむね百時間の講習を受講した上その修了の認定を受けない場合には、失効するものとする。</p> <p>二 前号の講習の修了の認定を受けないことによりその有する免許状が失効した者は、当該失効の後当該講習を受講した上その修了の認定を受けた場合には、新たな免許状の授与を受けることができるものとする。</p> <p>附 则</p> <p>この法律は、日本国教育基本法の施行の日から施行する。</p>
<p>第四章 雜則(第二十八条—第三十一条)  <b>附則</b></p> <p>第一章 総則  <b>(目的)</b></p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体による教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関する機関(以下「教育機関」という。)の設置並びに学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定め、もって地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図ることを目的とする。</p>
<p>第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十一年法律第一号)第二条第二項に規定する学校をいう。</p> <p>第二章 教育機関</p> <p>第一節 教育機関の設置等  <b>(教育機関の設置)</b></p> <p>第三条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他必要な教育機関を設置することができることとする。</p>
<p>第四条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。</p> <p>第五条 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案</p> <p>第一節 教育機関の設置等(第三条—第七条)</p> <p>第六条 第三条に規定する学校その他の教育機関の長は、教育公務員特例法に特別の定めがある場合を除き、その所属の職員の任免その他の人事又は研修に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長あつては、学長を経由するものとする。</p> <p>第七条 地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限度において、その設置する第二条に規定する学校その他の教育機関(大学を除く。以下この項において同じ。)の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他同条に規定する学校その他の教育機関の管理運営の基本的</p>

を作成し、学校理事会の承認を得なければならぬ。	き、当該地方公共団体の長に対し、教育に関する事務の改善のために必要な勧告をすること。
5 前項に定めるもののほか、校長は、次に掲げる事項について、学校理事会の承認を得なければならない。	5 前項に定めるもののほか、校長は、次に掲げる事項について、学校理事会の承認を得なければならない。
一 当該学校の教育課程	一 当該学校の教育課程
二 当該学校の職員に関し第六条の規定により校長が申し出る意見	二 当該学校の職員に関し第六条の規定により校長が申し出る意見
三 その他当該地方公共団体の規則で定める事項	三 その他当該地方公共団体の規則で定める事項
6 学校理事会は、当該学校の運営に関する事項について、校長に対して、報告を求めることができる。	6 学校理事会は、当該学校の運営に関する事項について、校長に対して、報告を求めることができる。
7 学校理事会は、当該学校の運営に関する事項について、地方公共団体の長又は校長に対し意見を述べることができる。	7 学校理事会は、当該学校の運営に関する事項について、地方公共団体の長又は校長に対し意見を述べることができる。
8 地方公共団体の長又は校長は、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。	8 地方公共団体の長又は校長は、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
9 学校理事会の構成員の任免の手続及び任期、学校理事会の議事の手続その他学校理事会の運営に関し必要な事項については、当該地方公共団体の規則で定める。	9 学校理事会の構成員の任免の手続及び任期、学校理事会の議事の手続その他学校理事会の運営に關し必要な事項については、当該地方公共団体の規則で定める。
(設置)	(設置)
第三章 教育監査委員会	第三章 教育監査委員会
第九条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び教育に関する事務(大学及び私立学校に関する事務並びに宗教法人法(昭和二十六年法律第二百一十六号)第八十七条の二に規定する第一号法定受託事務を除く。以下同じ。)の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育監査委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。	第九条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び教育に関する事務(大学及び私立学校に関する事務並びに宗教法人法(昭和二十六年法律第二百一十六号)第八十七条の二に規定する第一号法定受託事務を除く。以下同じ。)の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育監査委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。
(権限)	(権限)
第十一条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。 一 当該地方公共団体の長が処理する教育に関する事務の実施状況に關し必要な評価及び監視を行うこと。 二 前号の規定による評価又は監視(次条において「評価又は監視」という。)の結果に基づけばならない。	第十一条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。 一 当該学校の教育課程 二 その他の当該地方公共団体の規則で定める事項
2 議会は、前項の規定による選挙を行ふ場合において「評価又は監視」という。の結果に基づけばならない。	2 議会は、前項の規定による選挙を行ふ場合において「評価又は監視」という。の結果に基づけばならない。
(委員及び補充員の選挙等)	(委員及び補充員の選挙等)
第十三条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の議会においてこれを選挙する。	第十三条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の議会においてこれを選挙する。
2 議会は、前項の規定による選挙を行ふ場合において「評価又は監視」という。の結果に基づけばならない。	2 議会は、前項の規定による選挙を行ふ場合において「評価又は監視」という。の結果に基づけばならない。
(任期)	(任期)
第十四条 委員の任期は、四年とする。ただし、後任者が就任する時まで在任する。	第十四条 委員の任期は、四年とする。ただし、後任者が就任する時まで在任する。
2 补欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	2 补欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 補充員の任期は、委員の任期による。	3 補充員の任期は、委員の任期による。
(委員及び補充員の選挙等)	(委員及び補充員の選挙等)
第十五条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれたときには、選舉の時が異なるときは選挙の前後により、選挙に規定する短時間勤務の職を占める職員と同じであるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定めなければならない。	3 委員中に欠員があるときは、委員長は、補充員のうちからこれを補欠する。その順序は、選挙の時が異なるときは選挙の前後により、選挙に規定する短時間勤務の職を占める職員と同じであるときはくじにより、これを定めなければならない。
4 委員会は、前項第一号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。	4 次のいずれかに該当する者は、委員又は補充員となることができない。 一 破産者で復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられた者
5 委員又は補充員は、それぞれ、そのうちの半数以上が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならず、かつ、そのうちに保護者である者が含まれなければならない。	5 委員又は補充員は、それぞれ、そのうちの半数以上が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなつてはならず、かつ、そのうちに保護者である者が含まれなければならない。
6 第一項若しくは第二項の規定による選挙が行われた場合、委員若しくは補充員の政党その他の政治団体の所属関係に異動があつた場合又は委員のいずれか若しくは補充員のいずれかが保護者でなくなつた場合において前項の要件を満たさないこととなつたとき、及び第三項の規定により委員の補欠を行い、又は第二十二条第六項の規定により臨時に補充員を委員に充てたならば前項の要件を満たさないこととなる場合に関し必要な事項は、政令でこれを定める。	6 第一項若しくは第二項の規定による選挙が行われた場合、委員若しくは補充員の政党その他の政治団体の所属関係に異動があつた場合又は委員のいずれか若しくは補充員のいずれかが保護者でなくなつた場合において前項の要件を満たさないこととなつたとき、及び第三項の規定により委員の補欠を行い、又は第二十二条第六項の規定により臨時に補充員を委員に充てたならば前項の要件を満たさないこととなる場合に関し必要な事項は、政令でこれを定める。
7 委員又は補充員の選挙を行ふべき事由が生じたときは、委員長は、直ちにその旨を当該地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。	7 委員又は補充員の選挙を行ふべき事由が生じたときは、委員長は、直ちにその旨を当該地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
(組織)	(組織)
第十二条 委員会は、五人以上(町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの委員会にあっては、三人以上)で条例で定める人数の委員をもつて組織する。	第十二条 委員会は、五人以上(町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの委員会にあっては、三人以上)で条例で定める人数の委員をもつて組織する。
(解職請求)	(解職請求)
第十三条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。	第十三条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。
2 地方自治法第八十六条第二項から第四項まで、第八十七条及び第八十八条第一項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「教育監査委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行	2 地方自治法第八十六条第二項から第四項まで、第八十七条及び第八十八条第一項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「教育監査委員会の委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行

政の適正な運営の確保に関する法律(平成十九年法律第号)第十七条第一項の規定による教育監査委員会の委員の解職の請求」と読み替えるものとする。	
(失職)	
第十八条 委員は、次のいずれかに該当する場合においては、その職を失う。	
一 第十三条第四項各号のいずれかに該当するに至った場合	
二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなった場合	
三 地方自治法第一百四十三条第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。	
4 委員に対する地方自治法第一百八十条の五第七項の規定の適用については、同項中「その選任権者」とあるのは、「教育監査委員会」とする。	
（退職）	
第十九条 委員長が退職しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。	
2 委員が退職しようとするときは、委員長の承認を得なければならない。	
（服務）	
第二十条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。	
2 委員又は委員であった者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、委員会の許可を受けなければならぬ。	
3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除き、これを拒むことができない。	
4 委員は、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。(委員長等)	
第五条 委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身に関する事件又は自己若しくはこれら者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。	
6 前項の規定により委員の数が減少してその過半数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に関係のないものをもって第十三条第三項の順序により、臨時にこれに充てなければならぬ。委員の事故により委員の数が過半数に達しないときも、同様とする。	
7 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長又は委員の発議により、出席委員の三分の二以上上の多数で議決したときは、これを公開しない	
（指導主事等）	
第二十一条 委員会に委員長を置き、委員のうち	
から互選する。	
2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。	
3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。	
4 委員会は、委員の互選をもって、一人以上で条例で定める人数の常勤の委員を定めなければならない。	
（会議）	
第二十二条 委員会の会議は、委員長が招集する。委員会から委員会の会議の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。	
2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しない。	
3 委員会の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。	
4 前一項の規定による会議若しくは議事又は第七項ただし書の発議に係る議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。	
5 委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身に関する事件又は自己若しくはこれら者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。	
6 前項の規定により委員の数が減少してその過半数に達しないときは、委員長は、補充員でその事件に関係のないものをもって第十三条第三項の順序により、臨時にこれに充てなければならぬ。委員の事故により委員の数が過半数に達しないときも、同様とする。	
7 委員会の会議は、公開する。ただし、委員長又は委員の発議により、出席委員の三分の二以上上の多数で議決したときは、これを公開しない	
（教育監査委員会規則の制定等）	
第二十三条 委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して、教育監査委員会規則を制定することができる。	
2 教育監査委員会規則その他委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関する事務には、教育監査委員会規則で定める。	
3 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	
4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、地方公共団体が設置する学校の教員をもつて充てることができる。	
5 前各項に定めるものほか、指導主事に関する事項は、教育監査委員会規則で定める。	
（事務局）	
第二十五条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。	
2 事務局に事務局長その他の職員を置く。	
3 事務局長は、委員会の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。	
4 第一項に規定する職員は、委員会が任免する。	
5 第二項に規定する職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又是非常勤の職員については、この限りでない。	
（事務局職員の身分取扱い）	
第二十六条 前条第二項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事項は、この法律に定めるもののほか、地方公務員法の定めるところによる。	
（抗告訴訟の取扱い）	
第二十七条 委員会は、その処分(行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第三条第二項に規定する処分をいう。)又は裁決(同法第三条第三項に規定する裁決をいう。)に係る同法第十一條第一項(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による地方公共団体を代	
告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。	
（第四章 雜則）	
第二十八条 都道府県に、指導主事を置く。	
2 市町村に、指導主事を置くことができる。	
3 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	
4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、地方公共団体が設置する学校の教員をもつて充てることができる。	
5 前各項に定めるものほか、指導主事に関する事項は、教育監査委員会規則で定める。	
（指導主事等）	
第二十九条 地方公共団体の長(その設置する学校の所在地その他当該学校の教育が行われる場所をその所管区域に含む保健所を設置しない地方法人公共団体の長に限る。)は、健康診断その他当該学校における保健に関し、政令で定めるところにより、当該保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。	
2 保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に関する資料の提供その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、その所管区域内にある学校を設置する地方公共団体の長(当該保健所を設置する地方公共団体の長を除く。)に対し、助言と援助を与えるものとする。	
（組合に関する特例）	
第三十条 総務大臣は、教育に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第二項の	

許可の処分をする前に、文部科学大臣の意見を聴かなければならない。

2 地方公共団体が教育に関する事務の全部を処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する地方公共団体には教育監査委員会を置かず、当該組合に教育監査委員会を置くものとする。

3 地方公共団体が教育に関する事務の全部又は一部を処理する組合を設けようとする場合において、当該地方公共団体に教育監査委員会が置かれているときは、当該地方公共団体の議会

は、地方自治法第一百九十条、第二百九十五条の十一、第二百九十二条の十四第五項又は第二百九十五条の十五第三項の議決をする前に、当該教育監査委員会の意見を聽かなければならぬ。

4 教育に関する事務の一部を処理する地方公共団体の組合に置かれる教育監査委員会の委員は、第十五条の規定にかかるらず、その組合を組織する地方公共団体の教育監査委員会の委員と兼ねることができる。

5 前各項に定めるもののほか、教育に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置、解散その他の事項については、地方自治法第三編第三章の規定によるほか、政令で特別の定めをすることができる。(政令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合があつた場合におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)  
1 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。  
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の廃止)  
2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)は、廃止す

(経過措置等)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置及び関係法律の整備については、別に法律で定める。

六 情報化、国際化等社会の変化に対応した教育を充実させること。

七 障がいを有する児童生徒等については、共に学ぶ機会の確保に配慮しつつ、その特別な状況に応じた教育を充実させること。

(国の責務)  
第四条 国は、前条に定める学校教育の環境の整備の基本方針(次条において「基本方針」という。)に基づき、学校教育の環境の整備に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)  
第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、学校教育の環境の整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の特性を生かした自立的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置)  
第六条 国は、日本国教育基本法第十九条第二項の教育に関する当該地方公共団体の予算の確保及び充実の目標を踏まえ、整備計画を達成するため、自らも必要な財源を確保する等必要な措置を講じなければならない。

3 地方公共団体は、地域の教育を取り巻く状況の変化を勘案し、少なくとも五年ごとに、整備計画の見直しを行うものとする。

2 整備計画においては、当該地方公共団体の予算の確保及び充実の目標を踏まえ、整備計画を達成するため、自らも必要な財源を確保する等必要な措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、日本国教育基本法第十九条第二項の教育に関する当該地方公共団体の予算の確保及び充実の目標を踏まえ、整備計画を達成するため、自らも必要な財源を確保する等必要な措置を講じなければならない。

(学校教育環境整備指針)  
第六条 政府は、日本国教育基本法(平成十九年法律第十九条第一項の教育の振興に関する基本的な計画の一部として、学校教育環境整備指針(以下「整備指針」という。)を定めなければならない。

2 整備指針においては、学校の種類ごとに、次に掲げる項目について、目標水準、その達成の目標年次その他必要な事項を定めるものとする。  
1 教職員の数、教員の有する免許状の種類ごとの比率その他教職員の配置

一 教職員の数、教員の有する免許状の種類ごとの比率その他教職員の配置  
二 学級編制  
三 学校の施設及び設備

4 前二号に掲げるもののほか、学校教育の環境の整備に係る項目であつて重要なもの

3 政府は、教育を取り巻く状況の変化を勘案し、少なくとも五年ごとに、整備指針の見直しを行ふものとする。

一 多様な教育の機会を提供すること。  
2 よりきめ細かな教育指導を実現するための諸条件を整備すること。

3 安全かつ快適な学校教育を実現するための諸条件を整備すること。  
4 心身の健康、進学、職業選択等に関する相談体制を充実させること。

(学校教育環境整備計画)  
第七条 地方公共団体は、整備指針を勘案し、日

振興に関する具体的な計画の一部として、学校教育環境整備計画(以下「整備計画」という。)を定めなければならない。

2 整備計画においては、当該地方公共団体が設置する学校の種類ごとに、前条第二項各号に掲げた項目について、目標水準、その達成の目標を定めなければならない。

3 整備計画の見直しを行ふものとする。

1 この法律は、日本国教育基本法の施行の日から施行する。

2 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

1 第四十二条第一項中「国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百十一号)第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。以下同じ。)」を削る。

2 第五十三条第一項中「独立行政法人等(独立行政法人法(平成十五年法律第百十一号)第二条第五項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)」及び「国立大学法人等をいう。」を削り、「同様に規定する独立行政法人等をいう。」に改め、「(国立大学法人等にあつては、国立大学法人法)」を削る。



七条まで、第一百九条に、「第六十九条の四から第六十九条の六まで」を「第一百十条から第一百十三条まで」に改め、「これを削り、第五章の二中同条を第一百二十三条とする。」

第七十条の九を「第一百二十二条」とし、第七十条の八を「第一百二十二条」とし、第七十条の七を「第一百二十一条」とし、第七十条の六を「第一百十九条」とす。

第七十条の九を「第一百二十二条」とし、第七十条の八を「第一百二十二条」とし、第七十条の七を「第一百二十一条」とし、第七十条の六を「第一百十九条」とす。

第七十条の五中「第四十七条」を「第五十七条」に改め、同条を「第五十七条」とし、第七十条の四を「第一百一十七条」とし、第七十条の三を「第一百一十六条」とする。

第七十条の二に次の二項を加える。  
高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第七十条の二を「第一百一十五条」とする。

第五章の二を「第十章」とする。  
第七十条中「第二十八条第九項」を「第三十七条第九項」に、「第五十条第五項」を「第六十条第五項」に改め、「これを削り、第五章中同条を「第一百一十四条」とする。

第六十九条の六中「第六十条」を「第九十四条」に改め、同条第二号中「第六十九条の四第三項」を「第六十条第三項」に改め、同条を「第一百十二条」とし、同条の次に次の二条を加える。

第七十条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第六十九条の五を「第一百十二条」とし、第六十九条の四を「第一百十一条」とし、第六十九条の三を「第一百九条」とする。

第六十九条の二第一項中「第五十二条に掲げる」を「第八十三条第一項に規定する」に、「おもな」を「主な」に改め、同条第二項中「掲げる」を「規定する」に、「第五十五条第一項」を「第八十七条第一項」に改め、同条第四項中「第五十三条」を「第八十五条」に、「第五十四条」を「第八十

六条」に改め、同条第七項中「第五十二条」を「第八十三条」に改め、同条第八項中「第六十二条」を「第九十七条」に改め、同条を「第一百八条」とす。

第六十八条の二第一項中「第六十九条の二第二項」を「第一百八条第二項」に改め、同条第五項中「第六十条」を「第九十四条」に改め、同条を「第一百四十二条」とし、同条の次に次の二条を加える。

第七十条の四を「第一百一十七条」とし、第七十条の三を「第一百一十六条」とする。

第六十八条の二第一項中「第五十二条」を「第八十五条」に改め、同条を「第一百三十二条」とす。

第六十八条の二第一項中「第五十二条」を「第八十五条」に改め、同条を「第一百三十二条」とす。

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に百四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第七十三条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に對し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第七十四条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものとし、修了の事実を証する証明書を交付することとする。

第七十五条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行はばか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する児童、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいすれかのみを置くことができる。

第七十七条 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置くことができる。

第七十八条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十九条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する児童、児童及び生徒その他の教育上特別の支援を必要とする児童、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

第八十二条 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

第八十三条 一 知的障害者  
二 肢体不自由者  
三 身体虚弱者  
四 弱視者  
五 難聴者  
六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

第八十四条 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行ふことができる。

第八十五条 特別支援学校の幼稚部の教育課程

その他の保育内容 小学部及び中学部の教育

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条(第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む)、第三十二条、第三十四条(第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む)、第三十六条规定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

第四章の二中第五十一条の十を第七十一条とする。

「第五十一条の二に掲げる」を「第六十三条に規定する」に、「中等普通教育」を「義務教育として行われる普通教育」に、「に、第三十六条各号」を、「第二十二条各号」に、「の達成に努めなければならない」を「を達成するよう行われるものとする」に改め、同条第二項中「について」を削り、「第五十一条の二に掲げる」を「第六十三条に規定する」に改め、「発達」の下に「及び進路」を加え、「高等普通教育」を「高度な普通教育」に、「に、第五十二条の三各号」を、「第六十四条各号」に、「の達成に努めなければならない」を「を達成するよう行われるものとする」に改め、同条を第六十七条とする。

「条」と、第三十一条中「前条第一項」に、「第四十二条各号」を「第五十一条」に改め、第四章中同条を第六十二条とする。  
第五十条の二を第六十一条とする。  
第五十条第二項中「前項」の下に「に規定するもの」を、「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、同条を第六十条とする。  
第四十九条を第五十九条とし、第四十六条から第四十八条までを十条ずつ繰り下げ、第四十五条の二を第五十五条とし、第四十五条を第五十六条とし、第四十三条中「教科」を「教育課程」に改め、「規定」の下に「及び第六十二条において読み替える。」

十七条から第四十四条まで」に改め、「、これを「」を削り、「第十八条の二中「前条各号」を「第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」に、「、「第六条各号」を「第四十六条」に改め、第三章中同条を第四十九条とする。

第三十九条を削る。

第三十八条中「教科」を「教育課程」に、「第三十五条及び第三十六条」を「第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項」に改め、「、これを「」を削り、同条を第四十八条とする。

第三十七条を第四十七条规定とする。

第五十一条の九第一項中「第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十二項まで、第三十四条、第四十九条並びに第五十条第三項」を「第三十条第二項、第三十一条、第三十二条第三十七条第三項から第十二項まで、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第三項」に、「第四十四条から第四十五条の二まで、第四十八条及び第五十条の二」を「第五十三条から第五十五条まで、第五十八條及び第六十一条」に、「これを」を「それぞれに、「第十八条の二中「前条各号」を「第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」に、「第五十一条の三各号」を「第六十四条」に改め、同条第二項中「第四十四条」を「第五十三条」に、「第四十五条」を「第五十四条」に、「第五十一条の四」を「第六十五条」に、「第五十二条の五」を「第六十六条」に改め、同条を第七十条とする。

第五十一条の五を第六十六条とし、第五十二条の四を第六十五条とする。

第五十一条の三中「教育について」を「教育」に、「前条の」を「前条に規定する」に、「ために」を「ため」に、「の達成に努めなければならない」を「を達成するよう行わるものとする」に改め、同条第一号中「國家」を「豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、國家」に改め、「有為な」を削り、同条第二号中「技能に習熟させる」を「知識、技術及び技能を習得させる」に改め、同条第三号中「社会」を「個性の確立に努めるとともに、社会」に、「個性の確立に努める」を「社会の発展に寄与する態度を養う」に改め、同条を第六十四条とする。

第五十二条の二中「発達」の下に「及び進路」を加え、「中等普通教育並びに高等普通教育」を「義務教育」として行われる普通教育並びに高度な普通教育に改め、同条を第六十三条とする。

条」と、第三十一条中「前条第一項」に、「第四十二条各号」を「第五十二条」に改め、第四章中同条を第六十二条とする。  
第五十条の二を第六十一条とする。  
第五十条第二項中「前項」の下に「に規定するもの」を、「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加え、同条を第六十条とする。  
第四十九条を第五十九条とし、第四十六条から第四十八条までを十条ずつ繰り下げ、第四十五条の二を第五十五条とし、第四十五条を第五十四条とし、第四十四条を第五十三条とする。  
第四十三条中「教科」を「教育課程」に改め、「規定」の下に「及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定」を加え、「これを」を削り、同条を第五十二条とする。  
第四十二条中「教育について」を「教育」に、「前条の」を「前条に規定する」に、「ために」を「ために」に改め、「の各号」を削り、「の達成に努めなければならない」を「を達成するよう行われるものとする」に改め、同条第一号中「中学校における教育」を「義務教育として行われる普通教育」に、「さらに」を「更に」に改め、「発展拡充させて」の下に「、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い」を加え、「有為な」を削り、同条第一号中「果さなければ」を「果たさなければ」に、「基き」を「基づき」に、「技能に習熟させる」を「知識、技術及び技能を習得させる」に改め、同条第三号中「社会」を「個性の確立に努めるとともに、社会」に、「個性の確立に努める」ともに、「社会」に、「個性の確立に努める」を「社会」の発展に寄与する態度を養うに改め、同条を第五十一条とする。

十七条から第四十四条まで」に改め、「これを削り、「第十八条の二中「前条各号」を「第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」に、「第三十六六条各号」を「第四十六条」に改め、第三章中同条を第四十九条とする。

第三十九条を削る。

第三十八条中「教科」を「教育課程」に、「第三十五条及び第三十六条を「第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項」に改め、「これを」を削り、同条を第四十八条とする。

第三十七条を第四十七条とする。

第三十六条中「教育について」を「教育」に、「前条の」を「前条に規定する」に、「に、次の各号」を「第二十一条各号」に、「の達成に努めなければならない」を「を達成するよう行われるものとする」に改め、同条各号を削り、同条を第四十六条とする。

第三十五条中「中等普通教育」を「義務教育」として行われる普通教育に改め、同条を第四十一条とする。

第三章を第五章とする。

第二章中第三十四条を第四十四条とする。

第三十三条を削り、第三十二条を第四十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上

第五十五条の八を第六十九条とする。  
第五十一条の七中「教科」を「教育課程」に、「第五十二条の二」、「第五十三条の三」を「第六十一条の二」、「第五十四条」に改め、「規定」の下に「並びに第七十条第一項において読み替えて準用する第三十条第二項の規定」を加え、「これを」を削り、同条を第六十八条とする。

第四章の二を第七章とする。

第五十一条中「第十八条の二、第二十二条、第三十三条から第三十九条まで及び第四十条を第三十条第二項、第三十一条、第三十二条、第三十七条第三項から第十二項まで及び第四十二条から第四十四条まで」に改め、「これを削り、「第十八条の二中「前各号」を第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十

第四十一条中「發達」の下に「及び進路」を加え、「高等普通教育」を「高度な普通教育」に改め、同条を第五十条とする。

第四章を第六章とする。

第四十条中「第十八条の二、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十一条まで及び第三十四条」を「第三十条第二項第三十三条、第三十四条、第三十五条及び第三

上に努めなければならない。  
第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力を推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

十七号」を削り、同条を第四十条とする。

第三十条を第三十九条とし、第二十九条を第三十八条とする。

第二十八条第二項中「前項」の下に「に規定するもの」を加え、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十七条中「子女」を「子」に改め、「これを」を削り、同条を第三十六条とする。

第二十六条を第三十五条とし、第二十二条から第二十五条までを削り、第二十一条を第三十四条とする。

第二十条中「教科」を「教育課程」に、「第十七条」を「第二十九条」に、「第十八条」を「第三十条」に改め、「これを」を削り、同条を第三十三条とする。

第十九条を第三十二条とする。

第十八条の二中「前条各号に掲げる」を「前条第一項の規定による」に改め、同条を第三十二一条とする。

第十八条中「教育について」を「教育」に、「前条の」を「前条に規定する」に、「次の各号」を「必要な程度において第二十一条各号」に、「の達成に努めなければならない」を「を達成するよう行われるものとする」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第十八条を第二十条とする。

第十七条中「初等普通教育」を「義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なもの」に改め、同条を第二十九条とする。

第一章を第四章とし、第一章の次に次の二章を加える。

第二章 義務教育

第十六条 保護者(子)に対して親権を行う者親権を行なう者のないときは、未成年後見人)を負う。以下同じ。は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務

を負う。

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり(それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり)までとする。

保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

第二十条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者

は、その使用によつて、当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第三章 幼稚園

第十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解とともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

六 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行ななど、家庭及び地域における幼稚期の教育の支援に努めるものとする。

第七章 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することができる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの児童とする。

第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

幼稚園には、前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ児童の保育をつかさどる。

教諭は、児童の保育をつかさどる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかるわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第二十八条 第三十七条第五項及び第七項から第十二項までを「第三十七条第六項、第八項及び第十一項から第十七項まで」に改める。

第三十七条第一項ただし書を削り、同条第二項中「ほか」の下に「、副校長、主幹教諭、指導教諭」を加え、同条第四項及び第五項を次のよう改める。

第二十九条 第三十七条第五項及び第七項から第十二項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

第二十条 学校教育法の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項ただし書を削り、同条第二項中「ほか」の下に「、副園長、主幹教諭、指導教諭」を加え、同条第四項中「園長」の下に「(副園長)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

主幹教諭は、園長(副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに児童の保育をつかさどる。

指導教諭は、児童の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に對して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

第二十一条第二項の次に次の二項を加える。

第一項の規定にかかるわらず、副園長を置く

ときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

第二十七条に次の二項を加える。

学校の実情に照らし必要があると認めるとときは、第七項の規定にかかるわらず、園長(副園長)を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第二十八条中「第三十七条第五項及び第七項から第十二項まで」を「第三十七条第六項、第八項及び第十一項から第十七項まで」に改める。

第三十七条第一項ただし書を削り、同条第二項中「ほか」の下に「、副校長、主幹教諭、指導教諭」を加え、同条第四項及び第五項を次のよう改める。

第二十九条第一項ただし書を削り、同条第二項中「ほか」の下に「、副校長、主幹教諭、指導教諭」に改め、「規定する職員のうち」の下に「、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭」と「、第九項」を「第六十条第六項」に改める。

第三十条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を次のよう改正する。

第一条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、「規定する職員のうち」の下に「、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭」と「、第九項」を「第六十条第六項」に改める。

第三十一条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を次のよう改正する。

第一条中「校長を除く。」の下に「、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長」を、「教頭」の下に「、主幹教諭(定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担任する者に限る。)」を、「担任する」の下に「、指導教諭」を加える。

第三十二条第一項中「ほか」の下に「、副校長、主幹教諭、指導教諭」を加え、同項の次に次の二項を加える。

第六十条第二項中「ほか」の下に「、副校長、主幹教諭、指導教諭」を加え、同項の次に次の二項を加える。

第六十一条第一項ただし書を加える。

第六十二条第一項ただし書を加える。

第六十三条第一項ただし書を加える。

第六十四条第一項ただし書を加える。

第六十五条第一項ただし書を加える。

第六十六条第一項ただし書を加える。

第六十七条第一項ただし書を加える。

つかさどる。

副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行ふ。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

第三十七条第二項の次に次の二項を加える。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第五項」を「第六十条第六項」に改める。

第五条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第六項」を「第六十条第六項」に改める。

第六条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第六項」を「第六十条第六項」に改める。

第七条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第六項」を「第六十条第六項」に改める。

第八条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第六項」を「第六十条第六項」に改める。

第九条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第六項」を「第六十条第六項」に改める。

第十条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第六項」を「第六十条第六項」に改める。

第十一条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第六項」を「第六十条第六項」に改める。

第十二条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第六項」を「第六十条第六項」に改める。

第十三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第六項」を「第六十条第六項」に改める。

第十四条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第六項」を「第六十条第六項」に改める。

第十五条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第六項」を「第六十条第六項」に改める。

第十六条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第六項」を「第六十条第六項」に改める。

第十七条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第百三十五号)の一部を「第六十条第六項」を「第六十条第六項」に改める。

第七十条第一項中「第三十七条第三項から第十二項まで」を「第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに」に改める。

第六十九条第二項中「ほか」の下に「、副校長、主幹教諭、指導教諭」を加え、同項の次に次の二項を加える。

第一項の規定にかかるわらず、副校長を置くときは、教頭を、養護教諭をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

(教育公務員特例法の一部改正)

第四条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のよう改正する。

第二条第二項中「教頭」を「副校長(副園長を含む。以下同じ。)、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第二十三条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭」に改める。

第二十六条第一項中「小学校等の」の下に「主幹教諭、指導教諭」を「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭」に改め、「規定する」の下に「、」を「(以下「主幹教諭等」という。)」を加え、同項第一号中「教諭又は」を「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は」に改め、「規定する」

ときには、教頭を、養護教諭を、それぞれ置かないことができる。

副校長は、校長を助け、命を受けて校務を行ふ。

第三十七条第三項の次に次の二項を加える。

副校長は、校長を助け、命を受けて校務を行ふ。



第十一條第二項中「教頭の数」を「副校長及び

教頭の数」に、「特別支援学校教頭標準定数」を

「特別支援学校教頭等標準定数」に改め、「」と

しの下に「、主幹教諭(養護又は栄養の指導及

び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教

論を加える。

第十七條第一項中「教頭」を「副校長、教頭、

主幹教諭、指導教諭」に改める。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標

準等に関する法律の一部改正)

第十二條 公立高等学校の適正配置及び教職員定

数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第

百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主

幹教諭、指導教諭に改める。

第九條第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主

幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く。)、

指導教諭」に改める。

第十條中「養護教諭及び」を「養護をつかさど

る主幹教諭、養護教諭及び」に改める。

第十三條第一項中「教頭」を「副校長、教頭、

主幹教諭、指導教諭」に改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等

に関する特別措置法の一部改正)

第十三條 公立の義務教育諸学校等の教育職員の

給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律

第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「含む」の下に「、次条第一項

において同じ」を加え、「教頭」を「副校長(副園

長を含む。同項において同じ。)、教頭、主幹教

諭、指導教諭」に改める。

第三條第一項中「校長」の下に「、副校長」を加

(学校教育の水準の維持向上のための義務教育

諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置

法の一部改正)

第十四條 学校教育の水準の維持向上のための義

務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特

別措置法(昭和四十九年法律第二号)の一部を次

のよう改正する。

第二條第二項中「校長」の下に「、副校長」を加

(地方独立行政法人法の一部改正)

第十五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律

第一百八号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二号中「大学」の下に「又は大学

及び高等専門学校」を加える。

第七十九條中「第六十九條の三第二項」を「第

百九條第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第二條から第十四条まで及び附則第五十条

の規定 平成二十年四月一日

二 附則第五十二条の規定

の規定 平成二十年四月一日

三 理容師法(昭和二十四年法律第百八十六号)

の規定 平成二十年四月一日

四 国書館法(昭和二十五年法律第百八十八号)

の規定 平成二十年四月一日

五 理容師法(昭和二十四年法律第百八十六号)

の規定 平成二十年四月一日

六 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

の規定 平成二十年四月一日

七 痘瘍病院法(昭和二十九年法律第二百三十九号)

の規定 平成二十年四月一日

八 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十

号)の規定 平成二十年四月一日

九 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一

号)の規定 平成二十年四月一日

十 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)

二 税理士法の一部を改正する法律(平成十三

年法律第三十八号)附則第四項

(医師法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第九十八条」を

「附則第三条」に改める。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第四

十三条

二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)

三 癌瘍病院法(昭和二十九年法律第二百三十九号)

四 痘瘍病院法(昭和二十九年法律第二百三十九号)

五 理容師法(昭和二十四年法律第百八十六号)

六 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

七 痘瘍病院法(昭和二十九年法律第二百三十九号)

八 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十

号)の規定 平成二十年四月一日

九 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一

号)の規定 平成二十年四月一日

十 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)

及び第二項  
(地方交付税法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「第五十一条の

十」を「第七十一条」に改める。

第十五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律

第一百八号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二号中「大学」の下に「又は大学

及び高等専門学校」を加える。

第七十九條中「第六十九條の三第二項」を「第

百九條第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第二條から第十四条まで及び附則第五十条

の規定 平成二十年四月一日

二 附則第五十二条の規定

の規定 平成二十年四月一日

三 理容師法(昭和二十四年法律第百八十六号)

の規定 平成二十年四月一日

四 国書館法(昭和二十五年法律第百八十八号)

の規定 平成二十年四月一日

五 理容師法(昭和二十四年法律第百八十六号)

の規定 平成二十年四月一日

六 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

の規定 平成二十年四月一日

七 痘瘍病院法(昭和二十九年法律第二百三十九号)

の規定 平成二十年四月一日

八 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十

号)の規定 平成二十年四月一日

九 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一

号)の規定 平成二十年四月一日

十 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)

二 税理士法の一部を改正する法律(平成十三

年法律第三十八号)附則第四項

(医師法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第九十八条」を

「附則第三条」に改める。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第四

十三条

二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)

三 癌瘍病院法(昭和二十九年法律第二百三十九号)

四 痘瘍病院法(昭和二十九年法律第二百三十九号)

五 理容師法(昭和二十四年法律第百八十六号)

六 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)

七 痘瘍病院法(昭和二十九年法律第二百三十九号)

八 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十

号)の規定 平成二十年四月一日

九 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一

号)の規定 平成二十年四月一日

十 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)



一 種 免 許 狀	臨 時 免 許 狀
六	四 五

め、同表幼稚園教諭の項を削る。

別表第六備考第四号中「児童、生徒又は幼児」を「児童、児童又は生徒」に改める。

別表第七第二欄中「小学校」を「幼稚園、小学校に、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改め、同表第三欄中「小学校」を「幼稚園、小学校に、「中等教育学校又は幼稚園」を「又は中等教育学校」に改める。

別表第八中		小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	三	一 三
		小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	三	三	一 三
		幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	三	三	一 三
		幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	三	三	一 三
		中学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	三	三	一 三
		幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	三	三	一 三
		中学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	三	三	一 三
		幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	三	三	一 三
		中学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	三	三	一 三

め、同表幼稚園教諭二種免許状の項を削る。

(社会教育法の一部改正)

第十七条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「公立大学法人をいう。」

の下に「以下この項及び」を加え、「大学以外」を

高等専門学校にあつては設置者である地方公

共団体に設置されている教育委員会又は公立大

学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外

の大学の理事長、大学及び高等専門学校以外

に改める。

第四十八条第一項中「公立大学法人が設置す

る大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加え

る。

第四十九条中「第四十五条、第五十一条の九

第一項、第五十二条の二及び第七十六条」を「第

五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第

(私立学校法の一部改正)

第十八条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百

七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八十二条の二」を「第百二

十四条」に、「第八十三条第一項」を「第百三十四

条第一項」に改める。

第八条第二項及び第二十六条第二項中「第六

（税理士法の一部改正）

第二十条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三

十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第五十七条第一項」を

「第九十一条第二項」に改める。

第七条第二項中「学校教育法第六十八条の二」

を「学校教育法第一百四条」に、「第六十八条の二

第一項」を「第一百四条第一項」に改め、同条第三

項中「第六十八条の二第一項」を「第一百四条第一

項」に改める。

第八条第一項第一号中「第六十八条の二第二

項第一号」を「第一百四条第四项第一号」に改める。

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部

改正）

第八条第一項第一号中「第六十八条の二第四

項第一号」を「第一百四条第四项第一号」に改める。

（教育職員免許法の一部を改正する法律の一部

改正）

第二十二条 教育職員免許法の一部を改正する法

律(昭和二十九年法律第百五十八号)の一部を次

のように改正する。

附則第十一項中「小学校、中学校又は幼稚園」

を「幼稚園、小学校又は中学校」に改める。

附則第十二項中「により」の下に「幼稚園教諭

の二種免許状を受けようとする者が、修業年限

四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修

業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつ

て、幼稚園助教諭の臨時免許状の授与を受けて

いるものであるとき、又は」を加え、「又は幼

稚園教諭の二種免許状を受けようとする者が、

修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若

しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した

者であつて、幼稚園助教諭の臨時免許状の授与

を受けているものであるとき」を削り、「小学校

又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改める。

（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確

保に関する法律の一部改正）

第二十二条 女子教職員の出産に際しての補助教

職員の確保に関する法律の一部を次のように改

正する。

第二条第一項中「学校」とは「の下に「幼稚

園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を及

び特別支援学校に改める。

（クリーニング業法の一部を改正する法律の一

部改正）

第二十三条 クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百五十四号)の一部を次の

ように改正する。

附則第五項中「新法」を「クリーニング業法」

に、「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

（就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励につ

いての国援助に関する法律の一部改正）

第二十四条 就学困難な児童及び生徒に係る就学

奨励についての国援助に関する法律(昭和四十

年法律第四十号)の一部を次のように改正す

る。

第二十五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律

第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 第二号の二中「第五十二条の五」を「第六

十六号」に、「第七十二条第二項」を「第七十六条

第二項」に、「第八十二条の二」を「第一百二十四

条」に、「第八十二条第一項」を「第一百二十五

条第一項」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十六条 学校保健法(昭和三十三年法律第五

十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条に、「第七十二条第二項」を「第七十六条

第二項」に、「第八十二条の二」を「第一百二十四

条」に、「第八十二条第一項」を「第一百二十五

条第一項」に改める。

（学校保健法の一部改正）

第二十六条 学校保健法(昭和三十三年法律第五

十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条に、「第八十二条の二」を「第一百二十四

条」に、「第八十二条第一項」を「第一百二十五

条第一項」に改める。

（学校保健法の一部改正）

第二十六条 第二号の二中「基づき」を「基づき」に、「第二十二条

第二项」に改める。

第二十六条中「児童、生徒、学生又は幼稚

児、児童、生徒及び学生」に改める。



二条、第七十条第一項及び第八十二条に、「第

四十五条第三項(第五十一条の九第一項)を「第

五十四条第三項(第七十条第一項)に、「第七十

条の十」を「第一百三十三条」に改める。

第十三条第一項中「第一百二条第一項」を「附則

第六条に、「第三十四条第四十条、第五十一

条、第五十一条の九第一項、第七十六条及び第

八十二条を「第四十四条第二十八条、第四十

九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十

二条に、「第四十五条第三項(第五十一条の九

第一項)を「第五十四条第三項(第七十条第一項)

に改める。」

第十四条第一項中「第七十八条第一号」を「第

二十三第二号」に、「第八十条」を「第一百六

条に改め、同条第二項中「第八十条」を「第二十

六条」に改める。

(国立大学法人法の一部改正)

第四十三条 国立大学法人法(平成十五年法律第

百十二号)の一部を次のように改正する。

(独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一

部改正)

第四十四条 独立行政法人大学評価・学位授与機

構法(平成十五年法律第百二十四号)の一部を次

のように改正する。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一

部改正)

第四十五条 裁判員の参加する刑事裁判に関する

法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次

のように改正する。

(第十六条第三号中「第八十二条の二又は第八

十三条」を「第一百二十四条又は第百三十四

条」に

改める。

(薬剤師法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十六条 薬剤師法の一部を改正する法律(平

成十六年法律第百三十四号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第一条第一項第二号中「学校教育法等の

一部を改正する法律(平成十六年法律第四十九

号)第一条の規定による改正後の学校教育法(以

下「新学校教育法」という。)第五十五条第二項

を「同法第八十七条第二項」に改める。

附則第三条中「新学校教育法第五十五条第二

項」を「同法第八十七条第二項」に、「学校教育

法」を「同法」に改める。

(学校教育法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 学校教育法の一部を改正する法律

項」を「同法第八十七条第二項」に、「学校教育

法」を「同法」に改める。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改

正)

第五十一条 学校教育法等の一部を改正する法律

(平成十八年法律第八十号)の一部を次のように

改正する。

附則第二条第一号中「第六十八条」を「第

百六条」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の

一部改正)

第四十八条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第二条第一号中「第六十八条の二」を「第

百六条」に改める。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の

一部改正)

第五十二条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部を次のように改める。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の

一部改正)

第五十三条 国民年金事業等の運営の改善のための国民年

金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条 国民年金事業等の運営の改善のため

の国民年金法等の一部を改正する法律(平成十

九年法律第二号)の一部を次のように改正す

る。

第三条及び第十六条第一項第二号中「第六十

八条の二第四項」を「第一百四条第四項」に改める。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一

部改正)

第四十五条 裁判員の参加する刑事裁判に関する

法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のよう

に改める。

(第十六条第三号中「第八十二条の二又は第八

十三条」を「第一百二十四条又は第百三十四

条」に

第三項」を「第二十七条第三項」に、「努めなけれ

ばならない」を「努めるものとする」に改める。

(児童、生徒、学生及び幼児)を「児童、児童、

生徒及び学生」に改める。

第十二条中「第二十七条第三項及び第四項」を

「第二十七条第四項から第七項まで及び第十一

項」に改める。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改

正)

第五十二条 学校教育法等の一部を改正する法律

(平成十八年法律第八十号)の一部を次のように

改正する。

附則第八条第三項中「小学校」を「幼稚園、小

学校」に、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等

学校」に改める。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の

一部改正)

第五十三条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部を次のように改正する。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合

的提供の推進に関する法律の一部改正)

第四十九条 就学前の子どもに関する教育、保育

等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十

八年法律第七十七号)の一部を次のように改正す

る。

第三条第一項第一号中「第七十九条」を「第二

十五条」に改め、「幼稚園の下に「教育課程そ

の他の」を加え、同項第一号及び同条第二項第

一項」に改める。

(文部科学省設置法の一部改正)

第五十四条 文部科学省設置法(平成十一年法律

第九十六条)の一部を次のように改正する。

(第四条第七号中「初等中等教育」の下に「幼稚

園、」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を

「及び特別支援学校」に改め、同条第十二号中

「児童、生徒、学生及び幼児」を「児童、児童、

生徒及び学生」に改める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

の一部を改正する法律案

和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように

改正する。

目次中「第一条」を「第一条・第一条の二」に、「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める。

第一章中第一条の次に次の二条を加える。

(基本理念)

「第五十五条の二」を「第五十五条の二」に、

「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める。

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、

教育基本法(平成十八年法律第二百六十号)の趣旨

にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持

向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図ら

れるよう、国との適切な役割分担及び相互の協

力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、

教育基本法(平成十八年法律第二百六十号)の趣旨

にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持

向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図ら

れるよう、国との適切な役割分担及び相互の協

力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、

教育基本法(平成十八年法律第二百六十号)の趣旨

にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持

向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図ら

れるよう、国との適切な役割分担及び相互の協

力の下、公正かつ適正に行われなければならない。



市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することは、その是正を図ることが困難である場合に限る。

第五十条の次に次の二条を加える。

(文部科学大臣の通知)

第五十一条 文部科学大臣は、第四十九条に規定する求め若しくは指示又は前条の規定による指示を行つたときは、遅滞なく、当該地方公共団体(第四十九条に規定する指示を行つたときにおいては、当該指示に係る市町村)の長及び議会に対して、その旨を通知するものとする。

第五十四条の次に次の二条を加える。

(職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の二 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八条、第五十三条

及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第一項及び第五十五条第一項とあるのは「都道府県知事」とあるのは「都道府県委員会」であるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務については、当該事務を都道府県委員会が管理し、及び執行する事務とみなして、第一項から第三項まで及び第六項から前項までの規定を適用する。この場合において、第七項中「速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに、前項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「とあるのは「同条第三項中」とする。

この場合において、当該事務が第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が処理し又は処理することとなるものでは、当該協議を受けた市町村委員会は、当該市町村長に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならぬ。

第五十五条第六項中「市町村教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長)を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該市町村が管理し、及び執行する事務については、市町村長を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

7 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該市町村の長と協議しなければならない。

8 市町村の議会は、第六項の議決をする前に、当該市町村委員会の意見を聽かなければならぬ。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、第六項の要請に係る事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

第五十五条に次の二条を加える。

10 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務については、当該事務を都道府県委員会が管理し、及び執行する事務とみなして、第一項から第三項まで及び第六項から前項までの規定を適用する。この場合において、第七項中「速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに、前項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「とあるのは「同条第三項中」とする。

この場合において、当該事務が第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県が加入しない広域連合の長が、都道府県に対する事務の一部を当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する場合については、第五十五条第八項の規定を準用する。この場合において、当該要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知しなければならない。

9 地方自治法第二百九十二条の二第二項の条例の定めるところにより、都道府県が、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合については、同法第二百九十二条の二第二項の規定にかかるわらず、第五十五条第二項の規定及び第九項の規定を準用する。この場合において、同項中「これららの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「とあるのは「同条第三項中」とする。

この場合において、当該事務が第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県が加入しない広域連合の長が、都道府県に対する事務の一部を当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県委員会のうち、第二十一条の二第一項の条例の定めるところにより、都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合については、同法第二百九十二条の二第二項の規定にかかるわらず、第五十五条第二項の規定及び第九項の規定を準用する。この場合において、同項中「これららの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「とあるのは「同条第三項中」とする。

10 地方自治法第二百九十二条の二第二項の規定により、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務の一部を当該広域連合が処理することとする場合は、第五十五条第八項の規定を準用する。

第六十条第五項中「規定により」を「条例の定めるとところにより」に、「第六項まで」を「第五項まで及び第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項に次の二条を加える。

11 ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるとところにより、当該都道府県が加入しないものに限る。組合(当該都道府県が加入しないものに限る)が処理することとなる第二十三条に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、都道府県委員会の意見を聽くことを要しない。

第六十条第三項を同条第五項とし、同条第二項に次の二条を加える。

12 ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるとところにより、当該地方公共団体の教育委員会が、当該組合が処理することとなる第二十三条に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、この限りでない。

第六十条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

13 地方公共団体が第二十二条に規定する事務の一部を処理する組合を設ける場合において、当該組合を組織する地方公共団体のうち、第二十二条の二第一項の条例の定めるところにより、その自ら処理する第二十三条に規定する事務のすべてをその長が管理し、及び執行することとしたものには、教育委員会を置かない。

3 第二十三条に規定する事務の一部を処理する組合のうち、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、その処理する第二十三条に規定する事務の一部を処理する

規定する事務のすべてをその管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を置く同法第一百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会)又は長が管理し、及び執行するものとしたものには、教育委員会を置かない。

第六十三条中「第四十八条第一項」、「第四十八条第三項」及び「第五十三条第一項」の下に「(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「第六十条第三項」を「第六十条第五項」に、「第五十五条第六項」を「第五十五条第七項」に、「第六十条第五項において」を「同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

第二条 この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十八条第二項の規定は、この法律の施行後に行われる内申から適用する。

##### (地方法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の項中「第四十八条第一項」「第四十八条第三項」及び「第五十三条第一項」の下に「(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「第六十条第三項」を「第六十条第五項」に、「第五十五条第六項」を「第五十五条第七項」に、「第六十条第五項において」を「同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において読み替えて」に改める。(スポーツ振興法の一部改正)

第四条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の一部を次のようにより改正する。

第四条第三項中「教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十六年法律第百六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行する)」を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長」を加え、同条第四項中「教育委員会」の下に「(当該都道府県又は当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、その長」を加え、同条に次の二項を加える。

5 第三項の規定により、地方公共団体の長がスポーツの振興に関する計画を定める場合には、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聽かなければならぬ。  
第十八条第三項中「教育委員会」を「教育委員会(当該市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。)」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行う。

第十九条第一項中「教育委員会」の下に「(特定地方公共団体にあつては、その長」を加え、同条第二項中「教育委員会規則」の下に「(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)」を加え、「助言を行なう」を「及び助言を行う」に改める。

##### 第二十九条第一項中「(昭和三十一年法律第六十号)」を削る。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案  
(教育職員免許法の一部改正)  
部を改正する法律  
第二十三条中「教育委員会」の下に「(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長」を加える。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表夜間課程を置く高等学校

校における学校給食に関する法律(昭和三十一一年法律第百五十七号)の項の次に次のように加える。

第五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表夜間課程を置く高等学校

第五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。	
第五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。	第五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
都道府県知事	都道府県知事(学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)
都道府県委員会	都道府県委員会(学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)
都道府県知事	都道府県知事(学校設置非営利法人(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下この条において同じ。)の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)
都道府県委員会	都道府県委員会(学校設置非営利法人の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)
都道府県知事	都道府県知事(学校設置非営利法人(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下この条において同じ。)の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)
都道府県委員会	都道府県委員会(学校設置非営利法人の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)

第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第九条の五」に改める。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律で「免許管理者」とは、免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。

第三条の二第二項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

第五条第一項本文中「第二若しくは第二の二」を「別表第二若しくは別表第二の二」に改め、「又は」の下に「その免許状を授与するため行う」







号に掲げる者を除く。) 当該末日	く。)が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後に、免許管理者による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にあることについての確認を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日
3 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者 その後に免許管理者による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にあることについての確認を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日	二 その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた旧免許状所持者 当該修了確認期限の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日
4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他の事由により当該旧免許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限(以下この条において単に「修了確認期限」という。)までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期することが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。	三 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者 その後に免許管理者による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にあることについての確認を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日
5 旧免許状所持現職教員(知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。)が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかつた場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。	4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他の事由により当該旧免許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限(以下この条において単に「修了確認期限」という。)までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期することが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。
6 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。	5 旧免許状所持現職教員(知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。)が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかつた場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。
7 旧免許状所持者(旧免許状所持現職教員を除く。)が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後に、免許管理者による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にあることについての確認を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日	6 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。
8 免許管理者は、更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行つたとき、又は第五項の規定により免許状が失効したときは、その旨を第二条第三項に規定する免許管理者による確認を受けなければ、教育職員になることができない。	7 免許管理者は、更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行つたとき、又は第五項の規定により免許状が失効したときは、その旨を第二条第三項に規定する免許管理者による確認を受けなければ、教育職員になることができない。
9 更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行い、若しくは第五項の規定により免許状が失効したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者を除く。)及びその免許状を授与した授与権者をい、免許管理者を除く。)に通知しなければならない。	8 免許管理者は、更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行つたとき、又は第五項の規定により免許状が失効したときは、その旨を第二条第三項に規定する免許管理者による確認を受けなければ、教育職員になることができない。
10 更新講習修了確認及び第三項第三号に規定する免許管理者による確認並びに修了確認期限の延期に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。	9 更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行い、若しくは第五項の規定により免許状が失効したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者を除く。)は、その旨を新法第八条第一項の原簿に記入しなければならない。
11 第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新法第十条及び第十二条に規定する免許状の失効及び取上げに係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	10 第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新法第十条及び第十二条に規定する免許状の失効及び取上げに係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
12 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、附則第二条に規定する旧免許状所持現職教員の免許状更新講習に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	11 第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新法第十条及び第十二条に規定する免許状の失効及び取上げに係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
13 第九条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。	12 第九条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
14 第九条第三号中「第十条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第四号中「又は第二项」を「から第三項まで」に改める。 (教育職員免許法第一部改正)	13 第九条第三号中「第十条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第四号中「又は第二项」を「から第三項まで」に改める。 (教育職員免許法第一部改正)
15 第十条 教育職員免許法施行法の一部を次のよう	14 第十条 教育職員免許法施行法の一部を次のよう
16 第五十五条第二項及び第五十九条中「及び第二十五条」を「第二十五条及び第二十五条の二」に改める。 附則第二十七条を附則第二十八条とし、附則	15 第十五条第二項及び第五十九条中「及び第二十五条」を「第二十五条及び第二十五条の二」に改める。 附則第二十七条を附則第二十八条とし、附則

第一十六条の次に次の二条を加える。

(中核市の県費負担教職員に対する指導改善

研修の特例)

第二十七条 中核市の県費負担教職員に対する指導改善

教育公務員特例法第二十五条の二第一項の指

導改善研修は、当分の間、第五十九条の規定

にかかわらず、当該中核市を包括する都道府

県の教育委員会が実施しなければならない。

(教育職員免許法等の一部を改正する法律の一

部改正)

第十三条 教育職員免許法等の一部を改正する法

律昭和三十六年法律第二百一十一号)の一部を次

のように改正する。

附則第六項中「ものには」の下に、「当該中學

校教諭免許状が失効した場合を除き」を加える。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一

正)

第十四条 学校教育法等の一部を改正する法律

(平成二年法律第二十五号)の一部を次のように

改正する。

附則第三項中「第二条の規定による改正後の」

及び「(以下「新免許法」という。)を削り、「第五

条第五項ただし書」を「第五条第六項ただし書」

に改める。

附則第四項中「新免許法」を「第二条の規定に

よる改正後の教育職員免許法」に改める。

(教育職員免許法等の一部を改正する法律の一

部改正)

第十五条 教育職員免許法等の一部を改正する法

(平成十二年法律第二十九号)の一部を次によ

うに改正する。

附則第二項中「ものには」の下に、「当該各号

に規定する普通免許状が失効した場合を除き」

を加える。

附則第三項中「ものには」の下に、「当該普通

免許状が失効した場合を除き」を加える。

(教育公務員特例法の一部を改正する法律の一

部改正)

第十六条 教育公務員特例法の一部を改正する法

律(平成十四年法律第六十三号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第二条から第四条までを削り、附則第一

条の見出し及び条名を削る。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十七条 構造改革特別区域法(平成十四年法律

第一百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表教育職員免許法(昭和

二十四年法律第一百四十七号)の項及び第十三

項の表教育職員免許法の項中「第一条第二

項」を「第二条第三項」に改める。

第十九条第一項中「当該認定の日以後は」の下

に「同法第二条第二項中「免許状」とあるのは

「免許状(構造改革特別区域法(平成十四年法律

第一百八十九号)第十九条第一項の規定による認

定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲

げた者に授与する特別免許状(以下「特例特別免

許状」という。)を除く。)と、「教育委員会をい

う」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状

が特例特別免許状である場合にあつてはその免

許状を授与した市町村の教育委員会をいう」と

を加え、「第五条第六項」を「第五条第七項に、

「教育委員会(構造改革特別区域法(平成十四年

法律第一百八十九号)第十九条第一項の規定によ

る認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号

に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特例特

別免許状」という。)があつては、当該「教育委員会(特例特別免許状があつては、構造改革

特別区域法第十九条第一項の規定による認定を

受けた」に改め、「特別免許状」とあるのは「特

別免許状 特例特別免許状を除く。)と、「を削

り、「同法第十条第二項中「当該免許状」とある

のは「当該免許状(特例特別免許状を除く。)と、

「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会を

いい、当該免許状が特例特別免許状である場合

にあつてはその免許状を授与した市町村の教育

委員会をいう」を「同条第五項中「特別免許状」と

あるのは「特別免許状(特例特別免許状を除く。)と、「までとする」とあるのは「までとし、

する特別免許状(同号)に掲げる規定の施行

特例特別免許状(同一の授与権者により授与されたものに限る。)を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第

四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了日のうち最も遅い日までとするに改め、

同条第二項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同条第三項中「第五条第六項」を「第五

条第七項」に、「第十条第二項」を「第二条第二

項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措

置)

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替え適用される第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定により授与された特例特別免

許状を有する者についての附則第二条第一項、

第二項、第三項各号、第五項及び第七項から第

九項までの規定の適用については、同条第一項

中「改正前の教育職員免許法の規定」とあるのは

「改正前の教育職員免許法(以下この項において「旧法」という。)の規定」と、「特別免許状を有す

る者」とあるのは「特別免許状(構造改革特別区

域法平成十四年法律第八十九号)第十九条第一

項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許

状(以下この条において「特例特別免許状」とい

う。)を除く。以下の項及び第五項において同じ。)を有する者」と、「ものとする」とあるのは「ものとし、前条第一号に掲げる規定の施行の際現に附則第十七条の規定による改正前の構造

改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される旧法の規定により授与され

た特例特別免許状を有する者(当該免許状が失

効した者を除く。以下この条において「旧特例

特別免許状持者」という。)については、新法

第九条第二項の規定にかかわらず、その者の有

する特例特別免許状(同号)に掲げる規定の施行

の日以後に新たに授与されるものにあっては、

同日前に授与された特例特別免許状と同一の授

与権者(附則第十七条の規定による改正後の構

造改革特別区域法第十九条第一項の規定により

読み替えて適用される新法第五条第七項に規定

する授与権者をいう。第八項及び第九項におい

て同じ。)により授与されたものに限る。)には、

有効期間の定めがないものとする」と、同条第

二項中「旧免許状持者」とあるのは「旧免許状

所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「新法

第二条第二項に規定する免許管理者」とあるの

は附則第十七条の規定による改正後の構造改

革特別区域法第十九条第一項の規定により読み

替えて適用される新法第一项第二項に規定する

第二十一条 附則第一项第二項中「新免許法第五条第二項」に改める。

第十九条 学校教育法等の一部を改正する法律

(平成十八年法律第八十号)の一部を次のように

改正する。

附則第六条第二項中「新免許法第五条第二項」に改める。

第十九条 学校教育法等の一部を改正する法律

</





平成十九年五月三十日印刷

平成十九年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局